

第四十三回国 参議院内閣委員会會議録第二十号

昭和三十八年五月三十日(木曜日) 午前十時二十五分開会

委員の異動

五月二十九日

補欠選任

田畑 金光君

永末 英一君

五月三十日

補欠選任

塩見 俊二君

武藤 常介君

出席者は左の通り。

委員

村山 道雄君

理事

石原幹市郎君

下村 定君

鶴岡 哲夫君

山本伊三郎君

委員

大谷藤之助君

源田 実君

小柳 牧衛君

林田 正治君

武藤 常介君

中村 順造君

鬼木 勝利君

永末 英一君

内閣大臣

大蔵大臣 田中 角榮君

国務大臣 志賀健次郎君

政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局給与局長 瀧本 忠男君

内閣総理大臣 増子 正宏君

官房公務員制度調査室長

防衛庁防衛局長 海原 治君

防衛庁教育局長 小幡 久男君

防衛庁装備局長 伊藤 三郎君

防衛庁参事官 麻生 茂君

大蔵大臣官房長 谷村 裕君

大蔵省主計 平井 迪郎君

局給与課長 大蔵省関税局長 佐々木庸一君

大蔵省銀行局長 高橋 俊英君

大蔵省為替局長 渡邊 誠君

事務局側 常任委員 伊藤 清君

会専門員 伊藤 清君

説明員 経済企画庁調 岡崎 三郎君

整局参事官 通商産業省 宮本 惇君

通商局長次長 通商局長次長 宮本 惇君

本日の会議に付した案件

○国の防衛に関する調査

(半自動防空警戒管制組織及びF104 J戦闘機の事故に関する件)

○大蔵省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を開会いたします。

初めに、委員の異動について報告いたします。

昨二十九日田畑金光君が委員を辞任され、その補欠として永末英一君が委員に選任されました。

○委員長(村山道雄君) 国の防衛に関する調査を議題といたします。

ただいま政府側より志賀防衛庁長官、海原防衛局長、伊藤装備局長、麻

生参事官、小幡教育局長が出席いたしました。

質疑の通告がありますので、これを許します。

○永末英一君 防衛庁長官にお伺いしたいのでありますが、三月九日の予算委員会の席上でバグジの問題について防衛庁長官に質問いたしました。お答えをいただきました。そのときに、まだ明確でなかったいろいろな問題がございました。新聞紙上の伝言とところによりまして、バグジの機種決定につきましては、非常に近いうちに最終的な決定を見るようでございますけれども、この際、これらの問題の進め方について防衛庁の考え方を明らかにしておいていただきたいと思います。

第一は、三月九日の予算委員会で、丸田空将補が昨年訪米いたしました。これらの問題について調査をいたしてきたのでございますが、三月九日現在では、まだ長官の手元には報告書が届いていない、こういふことでございました。もうすでに相当の時日が経過いたしましたので、おそろこの調査団の報告はお手元に届いておると思っておりますが、いかがですか。

○国務大臣(志賀健次郎君) 丸田空将補のレポートは一応できておることと思っておりますが、このレポートを中心に空幕と内局との間にいろいろ意見の交換を遂げて参つておるのでございます。現在丸田レポートをも含めて、空幕を中心にさらに随時内局とも連絡調整の会議を開いておる最中でありまして、丸田レポートを私は公式に見ておりません。ただ断片的には丸田空将補からも意見は徴しておりますから、大体の様子は承知いたしておりますのでありますが、公式のレポートとしてこれは手に取っておらないのでございます。

○永末英一君 非常にどうも妙なことを伺うのでありますが、調査団が調査をしてきたその結果を報告をする、防衛庁では丸田調査団はどこへどういう任務を持ち、だれに一体報告せよというのを命じて調査にやられたのか、行つたけれども、帰ってきてからも半年以上もたつてまだその公式の報告を受け取らぬというふうな調査団の派遣の仕方というところで長官いいのでしようか。

○国務大臣(志賀健次郎君) 私が派遣いたしましたのでありますが、これは丸田空将補の派遣によって最終的な結論を得ようというふうなものでございまして、状況を調査にやつたのでございまして、ところが、当時、三社のうち器材が十分に整つておる会社もあれば、まだ設計の図面に載つておる会社もございまして、十分な完璧なる調査が行なわれておらなかつたのでございまして、丸田空将補が帰りました後にも、書面で三社にそれぞれ照会などを発しておるような関係もございまして、それらが全部そろつて初めて丸田調査団のレポートになるものと私は考えて、いまだに公式にはそのレポートを手にしておらないのでございます。

○永末英一君 長官の御説明によりまして、状況を調査するためにやつた調査団がある決定をしてそれを報告せよというところをお命じになつたわけではないのですか。

○国務大臣(志賀健次郎君) 当時は、派遣した当時の段階において調査をしてこいという命令で調査団が参つたのでございます。ところが、ただいま申し上げたような状況でありまして、十分な、完璧に近い調査ができておらずして帰つておるのでございます。

○永末英一君 そういたしますと、今の御説明でございますが、はなはだどうも了解し兼ねる。調査をして、現状を見てこい、現状はこうであるということ、これは報告をされなくちゃならない。何いまして、その調査の報告をめぐつて内局と空幕とがいろいろ相談をしておる。そういうものは一体どういふ性格なのか。つまりある決定をしないで、現状はどうかという報告は相談しなかつたのでございまして、長官はそれのようにはお考えになりませんか。

○国務大臣(志賀健次郎君) そこで丸田空将補の調査に基づきまして、防衛庁としての必要な性能を決定いたしました。これを四月の上旬にアメリカのメーカーであります三社にそれぞれ性能を示しまして、見積もりを求めてお

るのでございますから、決して丸田調査団の調査した結果がこれはゼロになつておるといふのじやないのであります。まして、丸田調査団のあの当時の次元においての調査を基礎に、空幕と内局で相談をいたしました。そうしてわがほうで必要な要求性能を作り上げて、見積もりを求めておるのでございます。それから、現に私は公式に丸田空将補のレポートを手にしなくとも、十分に丸田空将補の調査の経過なりあるいは結果が今日現実にできておるとは私は信じておるのであります。

○永末英一君 はなはだ妙なことを承るのであります。調査の結果をいれて、そうして四月に防衛庁として要求性能を決定して、アメリカの会社に見積もりをやらせたと、こういうお話なんです。一体この調査団は報告書なるものを提出しないでもいいんですか、それなら、そこどころいかがですか。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは事務次官の手元までは提出いたしておるのでございまして、私は本人からも随時間聞いておるし、事務次官からも報告を受けておるから、私が公式に手にしなくても事実上その報告を受けておるものと御了承願つてしかるべしと私は考えておるのであります。

○永末英一君 はなはだほんやりした話でございますが、私がこれを伺つておるのは、パッジの機種決定について防衛庁内ではどういふ機関の決定を見て、積み上げて、最終的にあなたが御決定になるか、その手続がびしゃつと作られておるんですか。それをちよつと伺いたい。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは、

御案内のとおり、運用する者は空幕でございますから、空幕の技術的な、専門的な知識がまず第一でございます。したがつて、空幕を中心に、三社からそれぞれ提出せられました設計なり、あるいは見積もりの内容を分析、慎重に検討いたして、その上で内局と協議を遂げて、しかる後に最終的に私が決定する段階になっておるのであります。

○永末英一君 ただいま長官のお話のとおり、防衛庁内部の作業は進んでおるといふのでございまして、きょう今現在どこが進んでいるのですか、お答えを願いたい。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは非常に複雑な、永末先生は私以上に専門的知識をお持ちでございますから、釈に説法になりませんが、非常にこれは複雑な組織でございます。今日とまでこれが話し合ひで進んでおるとか、こゝまで両方の意見が調整されたというのではないのでございまして、やはり総合的にこれを分析検討して参らぬという結論が出ないのでございまして、この点ひとつ御了承を賜りたいと思つておるのであります。

○永末英一君 最終的決定に至るまでには、それはあるいは複雑ないろいろな問題が起ると思つておる。しかし、今あなたおっしゃつたように、まず空幕できめて、空幕はある案を作る、それが内局とまた相談されるでしよ、そうしてまた進んでおる。それが最終的な決定を下される、これが筋道だと思つておる。そこで私の伺つておるのは、別に複雑なことを伺つておるのでなくて、最初の段階である空幕というものは意思決定をされたかど

うか、これをちよつと伺いたい。

○國務大臣(志賀健次郎君) まだ決定はいたしておりません。かなり突っ込んだ検討はいたしておるようでございますが、最終的に決定は見えておらないのであります。また私は、内局との間の進め方を現実的にこれを円滑にする意味においても空幕がしかじかのよううに決定したからこれをのんでくれというふうなふうな持つてくるのでは、内局との調整はする必要のないのでございまして、やはり余韻を残して最終的な結論を出すまでの間に並行的に話し合ひを進めながら、しからは空幕の大体気持はどうかということが内局との話し合ひの過程において表明せられるものと私は期待いたしておるのであります。

○永末英一君 新聞の伝えるところでございますから、事実はどういふことになっておるか、新聞の伝えるところ以外には私知るところはございせんが、五月の二十四日に空幕長が空幕の意思はこれだということ正式に方針を出されたという事ですが、そんなことはございせんか。

○國務大臣(志賀健次郎君) それは私も承知いたしておるところではございせん。なるほど二十三日でございまして、二十四日でございまして、空幕長が官房長に会ひまして、現段階における空幕としての意見の調整はこゝういふふうな状況になっておるといふことの報告を受けたという事は、官房長から私に話があつて承知いたしておりますが、すでに空幕がもうこれで最終的な決定がこのように済んだという報告等は承知いたしておらないのであります。

○永末英一君 今の長官のおっしゃつたとおりに、ひとつ確認をしておきたいと思つておる。それでは、アメリカのそれぞれの会社に防衛庁が一定の要求性能をきめて、そうして見積もりを求めたところおつたが、どういふ基準でこの問題の決定をされようとするか、つまりどういふ性能なり、あるいはまた、その他いろいろな条件があると思つておるが、その点ひとつ明らかにしていただきたい。

○國務大臣(志賀健次郎君) 要求いたしました性能の内容を、こゝういふ席上で申し上げますが、先ほどもちよつと触れたのでございまして、何といたしまして必要と認める性能というものが絶対条件になると私は考へるのであります。同時にまた、調達価格もこれは無視できないのであります。特に第二次防衛の中におきましては、パッジに関する予算の規模というもので決定を見ておるのでございまして、調達価格を無視してこれは選定するわけには参りません。さらにはまた、要求性能と関連することございまして、やはり信頼性の問題、さらにはまた、整備の問題、それから教育訓練の問題、それから今後これを整備した場合における維持費の見通しなり、こゝうしたものが総合的に一つの基準として検討せられるべきものと思つておるし、また、こゝういふ基準に基づいて要求性能を決定して三者にこれを内示をいたしておるのでございまして。

○永末英一君 防衛庁で大体こゝういふ性能のものをほしいといふことで、伝えられるところによりますと、三つの

会社がこれに対して見積書を出しておる。また、その価格が同じ要求に合わして見積もつたにかかわらず、非常に価格差があるといふことは、われわれ国民側からすると、同じ性能を満たすものならそんなに価格差はないものではないかと思つておる。一番安いものと高いものでは約二倍の差がある。二倍にはなつてないようございまして、けれども、一体、こゝういふことがわれわれから考へますと非常に落ちない。あまり差がない、一割か二割程度の価格差でくるならいいのでありますけれども、そんなに大きな価格差が一体見積もりで出てくるという理由がわからぬ。こゝういふ点は長官はこゝういふにお考えですか。

○國務大臣(志賀健次郎君) 防衛局長から。

○政府委員(海原治君) ただいま先生の御指摘になりました点が、実は先ほど大臣からお答えいたしましたように、最終的に空幕としましては関心をもち、慎重に検討しているところでございます。なぜ同一の目的を持った組織というものが、会社によつては相異なる価格の開きが出るかといふことになりまして、御存じのように、日本全部をカバーするシステムでございまして、それぞれ構成部分につきましても、それぞれ価格の差がございまして、これを積み上げていくと大きなものになることはやむを得ない点もあるように思つておるが、私もこゝういふことは、同じサイトの数、これをどう運営すればわが方の要求した性能を満たし得るかといふことにつきまして、それぞれに最善の案を出してきておられます

ので、それぞれの案につきましてのプラス、マイナスという点を最終的に技術的に煮詰めておる、こういうこととごさいいます。一例をかりに申しますと、四月十日のニューヨーク・タイムズに出ておりますが、ヨーロッパにおきましてもNATO諸国が同じようなナジ組織を作っております。これも当初の見通しと、現在時点においては約三倍にその経費がはね上がったおる。この分担をどうするかということが関係各国で問題になっておるといふ記事が出ておりますが、何分にも最新の技術を用いて、しかも将来にわたって建設していくものでございいますから、そういう点の検討を慎重にやっておる。それが最終的な段階になっておる。私どもの最善を尽くした結論を近く得たいと、こういうことで鋭意努力している次第でございいます。

○永末英一君 今ちょうどNATOの例を申されたのでありますが、私どもよくわからぬのでありますが、たとえは、NATOの場合には、これは四月十八日、フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトウングの報道でありますから、内容はその程度のところしか私も知りませんが、ただ今おっしゃったような組織について問題となつておる点、三億ドルから九億ドルまではね上がった。これでは高過ぎるからNATOの司令部としては購入はやめた、こういう意見が出ておるといふ場合に伝えられておるわけですか。ところが、三億ドルから九億ドルと申しますと、一千億円から三千億円である。今わが国の場合じゃ、パッジ・システムで問題となつておるのは、百数十億から二百億程度のものが問題になつておる。一

体、そんなに性能が変わるわけがないと思うのでありますけれども、なぜNATO方面ではその多額のものが考えられ、また、わが国の防衛を考へる場合には、その程度で間に合ふか、その辺のところがちよつとわからない。その点ちよつと明らかにしていただきたい。

○政府委員(海原治君) NATO諸国におきまして、今御指摘のように、当初三億ドル程度でございまして、それが三倍になった、九億ドルにはね上がった。そのことに関連しましては、各国の経費分担が実は問題になつておるわけです。アメリカといたしましては、当初三億ドルで予定しましたものの三分の一は負担しよう、残りの三分の二は関係各国で負担しようということと、現在において三倍にはね上がった。しかもその三分の一をアメリカがさらに持つかどうかということがまづ問題になつておるわけです。そうなりますと、関係各国が受け持つ負担部分というものが非常に巨大になりますので、その辺をどうするかということが問題になつておるといふことがニューヨーク・タイムズにも出ておりますし、私どもの各々に派遣しております防衛駐在官からも同様な報告を受けております。

では、なぜそのように日本の場合と比べて価格が過りかといふこととございいますか、私どもも当初第二次計画策定当時、丸田調査団が第一回に行きました報告の案の当時におきましては、まだ日本全部にどのようなシステムを配置するかということにつきまして、実は技術的に詳細な知識はございませんでした。実例を申し上げますと、た

とせば、北海道の端にレーダー・サイトがございいます。このレーダー・サイトを完全に自動化いたしましたも、それから得るところのプラスというものが、必ずしもレーダー・サイトをマニアル、いわゆる現在のような人間が連絡するわけではございませんから、かような自動のままでも置いた場合と、必ずしもそれに投下する経費に見合ふようなプラスがないといふことも実際にわかつて参りました。したが、いろいろと技術面の検討をいれまして、OR的にやると申しますと、当初予定しておりましたような完全と申しますか、完全に自動化をしたサイトを全部持つ必要はない。ある程度のところは若干整理しまして、必要ないところだけを完全に自動化するが、その他のところは手動のままでも残しても差しつかえないといふようなことになつて参りましたので、逐次その推定経費が減つて参りました。これが現実の姿であります。

NATOにおきましては、関係各国の各サイトその他を完全に自動化する、そのためにはそういう金がかかると。わがほうの現在検討しておりますところでは、若干手動の部分を残しまして自動化の部分とかみ合わせてやることによつて、現在の日本の置かれました地形的な制約のもとでは、投下されましますところの経費に対しての最大の効用が得られるだろう、こういうこととで経費は少なくて済むといふことになつておる次第でございいます。

○永末英一君 今問題になつておりますのは、コンピュータを中心とするいわば一番の中核組織をどう作るかといふことだと思つておりますが、要する

に、NATO式でやろうと日本式でやろうと、ただコンピュータだけで問題は解決するものではない。それを全部機械的にどこまで手動部分を加えるかによつて、手動部分を多くすればそれだけ費用が少なくて済む、このように御説明を伺つたわけですが、だとして、今問題になつておりますのは、そういう中核システムの購入だけのようでは、日本のレーダー、今あるレーダーのものについても手を加えなくちゃならぬのではないかと、そういう意見がございしました。そのためにまた相当な金額がかかる。そういうこともワシントン・セットにして国民の前に明らかにしていただかないと、パッジを一つきめてしまふそれだけではないので、あとまた出てくるということでは、全体として一体こういうものためにはわれわれがどれだけの金を支払わなければならないかといふことが国民にとつて非常に不安だと思つて、もし今おっしゃつた点に従つて、この今購入しようとしているものを買い込んだ暁において、どの程度のあとあとの施設をしないかやならぬとお考えか、明らかにしていただきたい。

○政府委員(海原治君) 私どもの現在持つております計画では、このパッジ組織の完成と並行いたしました、現在各レーダー・サイトにございまして、このいろいろなレーダーを新しいものに取りかえていく、そういう計画は同時にございいます。したが、並行的にこれは年次計画で実施をいたす次第でございいます。パッジが完成いたしました四十一年度末以降における問題といたしましては、いわゆる低空

から入ってくるものに対してどういふふうな効果的な措置が必要であるかといふような点、これにつきましては各々とも問題がございいますので、たとえば、レーダー・ピケット船を出すと、あるいは常時警戒のための飛行機による警戒を行なうとかいふような補助手段を講ずる次第でございいます。さらにはレーダー・サイト自体のレーダーの問題といたしましては、いわゆる三次元レーダー、スリー・ディメンション・レーダーの開発設置の問題、こういうものがございまして、これは一応私どもといたしましては、一応四十二年以降の問題と考へておりました。このための所要経費等につきましては、現在の確かな推定の数字を持ち合わせておりません。

○永末英一君 新聞の報するところによりましますと、三次元レーダーだけでも一基八億ないし十億かかるだろうといふ推定があるわけですね。われわれは今防衛庁側の感覚からいへば一次計画あり、二次計画あり、それから三次計画である、だから今これだけしか金がかかりませんといふ言い方をしますが、国民の財布は一つですから、やはりパッジが全性能を発揮するためにレーダーを変えなくちゃならぬ、こういうことではあれば、やはり全体としての計画を示してもらつてから、今何をやつておるかといふことではないかと、納得がいかないと思つておる。したが、二次計画ではどうだ、第三次計画ではどうだといふようなもの、言い方では、長官ごういふことではないので、長官ごういふことではないので、長官の考えを伺つておきたい。

○国務大臣(志賀健次郎君) まあ現在

防衛庁で考えておられるのは、大事な骨格の整備を考へておるのでございまして、それに肉づけをすることは逐次考へて参るつもりでございまして。したがって、現在のところははつきりまだ考へておりませんが、いずれは四十二年以降になりますれば、第三次計画になりましようが、将来の問題として私ども考へておるのでございまして、現段階におきましては骨格の整備に全力を傾倒するという事で御了承賜わりたいと思ひます。

○永末英一君 バッジ購入の決定にあつては、私の希望したいところは、やはり全体の計画を出してやつていただきたい。そうでなければ小さきみにあることを決定されたのでは、知らないうちに雪だるま式にふくれ上がつておつて総合的な効果も判定できない、国民としては非常にこの点は困ると思ひます。したがつて、今長官の心の中にはまだきまつていないという御答弁でございましてけれども、バッジの機種決定ということは、それだけの問題ではないと思ひます。したがつて、そういう点について、防衛庁が全体的な見通しをひとつ立てていただきたい。というのは、四十二年度から考へると言つておられますけれども、このころの兵器の進歩は非常に早いわけですから、特にスピードの点において非常に速いものが出ておる、だから四十二年度以降にそういうものを整備していただくこと自体が、今これが必要だと思つてゐること自体が、すでに不必要になるかもしれない。したがつて、その晩においては、今大騒ぎしてやつておられますバッジそのものも、やはりまた古びた機械になるかもしれない。こうい

う不安をやはり国民が持つておるわけでありまして。これを国民にやはり示して、その中でものをきめていただきたいと思ひます。

ところで、もう一つ伺つておきたいのは、このバッジの購入、アメリカの会社から購入するということはこの機関できめられましたか。

○國務大臣(志賀健次郎君) これは防衛庁だけで決定いたしました。

○永末英一君 私の聞いておるところは、今までにバッジ・システムといわれるものをアメリカの三社から見積もりをとられたのでありますが、これはアメリカから買うのだということをお聞きを、どこから買うかは別です。機種決定は今やつておられる、しかし、要するに、アメリカの会社から買うのだということとは決定されましたか。

○國務大臣(志賀健次郎君) これはアメリカの三社の三つのメーカーとそれぞれ政策上の関係がございまして、三社のうち二社がすでに提携の新しい会社を作つております。したがつて、機種が決定いたしますれば、そうした合弁の会社なり、あるいは他の一社はアメリカの会社と製作協力関係にあるものでございまして、日本の会社を主契約の対象にすることになっておるのであります。

○永末英一君 その場合にアメリカ政府から援助がくると聞いておりますが、その援助の内容はどのようなことになっておりますか。

○政府委員(海原治君) 米國側からの援助でございまして、これは日本政府といたしまして、どういふ種類のものをどの程度の価格でもつて建設するかどうかということの意思決定が行なわれまし

てから初めて正式な交渉に入るわけにございまして。ただし、實際の問題といたしましては、二次計画というものを一応アメリカ側に説明してございまして。現在そういうことにつきましての検討が進んでおられて、この各社の見積もり程度によりまして、この各社につきましても在日米顧問団の力をかりておりますから、現実に私どもがやつております作業の内容といふものは、一応アメリカ側としては事実上承知しております。それに従ひまして一定の援助というものを向こうとしては考へていられるというふうに想像されます。ただしこれがはたして一定の額で、たとえば日本の円にいたしまして、四十億円前後のものといふことになるか、あるいは本体器材の二五%とか三〇%とか、こういう割合でくるか、この辺のところは今後の交渉の問題でございまして、現在私どもといたしましては、一定額になるか、あるいは特定の割合になるかといふことにつきましての先方側の考へ方につきましては、全然情報を持ち合わせておりません。

○永末英一君 新聞の報するところによりまして、計画としては、日本側とアメリカ側とは一応ワンセットにして考へているのだから、その翻訳でつかう、その金は日本側としてはわかつて

いるだろうと思ひます。こういう報道が伝えられております。今局長の言われたところによりまして、総額が比率か、そういうことすらまだわかつていない、こういうことですか、いかがですか。もう一度。

○政府委員(海原治君) 今先生の御引用になりました報道は、おそらくウィングという新聞に、当該関係の記者が

ワシントンでカーペンターという大佐との会談の記事だと思ひますけれども、私もその記事は読みました。しかし、現実に私どもといたしましては、先ほど申し上げましたように、それが類でくるか、率でくるかということにつきましては、何らインフォメーションをもらつておりません。これは先ほど申し上げましたように、やはり日米両國間のいわゆる外交交渉と申しますか、折衝の問題でございまして、おそらく向こう側といたしましては、最終段階にならなければその点は明らかにしない。従来私どもも経験から申しましても、そのように判断をいたしております。

○永末英一君 先ほど長官は、日米合弁みたいな会社ができるのだから、合弁という言葉は悪いかもしれませぬが、したがつて、主契約は日本の会社とすると、何か困難でできるような雰囲気、言葉のニュアンスからでもとれるのでありますけれども、これは内容はアメリカで作るもので、たまたまトネルみたいな会社の形が日本の会社になつてゐる。こういうことだと思ひますが、一体われわれの日本人の技術では全然及びもつかないものであるか、その点はどういふ考へでござい

ますか。

○政府委員(伊藤三郎君) 日本の電子工業に関する技術も非常に進歩して参つておりますが、こういうバッジのような非常に複雑なしかも新しいシステムでございまして、日本側の会社だけでは所要の時期に完成できるという事は非常に疑問であらうといふふうに考へております。防衛庁が契約をする相手方といたしましては、日本側の

会社を予定しておりますが、そういう会社はアメリカのそれぞれの会社と技術提携をいたしまして、向こうの技術指導を受け、いろいろノー・ハウを教

わつてゐるというわけにございまして、であります。中身は全然通り抜けといふことではございませぬ、本

体部分の六、七〇%は実際に日本で作る、日本の国内で製造するといふことになるかと思ひます。ただそういう必要な知識はいろいろ教へてもらわなければならない。単にアメリカから必要な部品は全部輸入して、日本側の名前を納入するといふようなことにはならないと考へております。

○永末英一君 アメリカにおいてもまだ現物ができてゐるわけではないのであるから、これから作るというならば、日本側でももちろんございませぬが、作らなくちゃできない、こういうことですが、たとえば防衛庁内部でこういう種類のものを御研究になつたことはございませぬか。あなたのほうには技研という専門の部局があるわけですが、今までの話を聞いておられますが、何か新しいものはアメリカにあって、それを買い込む。そして日本のところで、組み立てたりなんかすること、日本の私企業の会社でそれをやる。こういうことはかなり承るのであります。防衛庁の内部にある機関では、こういうものの研究を進めておられるのですか。いかがですか。

○政府委員(伊藤三郎君) 防衛庁の各幕僚、あるいは防衛庁の空幕、あるいは技術研究本部でバッジについてももちろん研究はいたしておりますが、製造に関するような研究までは進んでおりませぬ。で、アメリカでも新しく作

るといふ点でございますが、このパツジのそれぞれの構成部分につきまして、相当程度できております。三社それぞれ差はありますが、相当年月をかけて研究をし、構成部分についてはできておるといふ状況でございます。ただ、日本の今度の要求性能にびつたり合うものはまだできていないという状況でございます。日本の場合、民間会社で電子関係いろいろ研究をしております。関連する部品等も國産化すにできておるものもあるのをごさいますけれども、全体としてのシステム、それぞれの本装備等については、まだやっていない。したがって、アメリカから必要な知識を習って作るということになるわけでございます。で、技術等でもいろいろ書類上の勉強をしておりますけれども、自分でこれを設計して試作してみようというところまではまだ至っておりません。

○永末英一君 先ほど、パツジの機種がきまつたあとで、リーダーその他について、たとえば第三次元リーダー等々のやはり装備の変革というところを、まあ今の御計画では次の四十二年度以降からでも考えたい、こういうお話でございますが、そういう場合には、日本の工業力が全部まかなえますか。お見通しを伺いたい。

○政府委員(伊藤三郎君) 現在、リーダー関係につきまして技術研究本部で中心になりましたいろいろ研究をしております。また、日本独自の改善を加えたようなものもございます。先ほどお話をいたしました三次元リーダーにつきましては研究をいたしておりますが、これを試作する段階につきましては、日本側の会社と契約をいたしましたして試

作をするということでございます。それに対しまして、防衛庁として研究をした成果もその中へ織り込んでいくことになりませんが、試作するのは日本側の会社でございます。

三次元リーダーにつきましては、今、日本の民間で研究しておるのが三社ございますが、私どもの見通しでは、三次元リーダーについては國産で十分やっていると、ただしその場合にも、三社が全部ではございませぬが、やはり技術提携先でありますアメリカ側の会社からの技術援助が必要になる場合があるというふうに考えておりますが、リーダーにつきましては、パツジに比べましてはるかに國産化はりつぱにできるというふうな見通しを持っております。

○永末英一君 防衛庁長官、それでの問題はいつごろまでに最終結論を出されるおつもりですか。

○國務大臣(志賀健次郎君) 機種の種類は、現在予定どおり進行いたしておりますので、しばしば國會で申し上げておるとおり、六月中には最終決定を見たいと考えておる次第でございます。

○永末英一君 予定どおり進行中というお話でございますが、なかなかその予定の中にいろいろな波が立ったりしておるように思ふのですが、で、国民の側からいたしますと、もちろん全部がガラス張りやらなくちゃならぬとも思ひませぬけれども、やはり筋を通してどの程度固まってきたおるかという固まりの度合いも国民に知らして、そうして国民とともに防衛体制を作ると、こういう方針でやっていたらかなければ、国民の知らぬところで動

いておるとごたごたしたありさまは、かえって国民に無用なものを買ひのりではないか。また、その買ひのりによつてもっと違つたどす黒い雰囲気も国民に与える、こういうことであつてはならぬと思ふのです。したがって、防衛庁長官が本委員会で六月中には決定する、と、こういうお話でございますが、七月にはまた内閣の改造の話もございませぬ、防衛庁長官の責任において、やはり明確に筋を立ててこの問題の決着をつけていただきたいと思ひます。

この機会にもう一つ伺つておきたいのでありますが、過般乗F104Jの事故が新聞紙上に伝えられております。現在まで104Jの事故はどのくらいあつたか、ひとつ初めから現在に至るまで御報告を願ひます。

○國務大臣(志賀健次郎君) 私ちよつと先に。

先般本委員会におきましてF104の事故発生につきまして御報告を申し上げたのでございませぬが、その後も事故がございまして、まことに恐縮をいたしておるような次第でございます。事故の原因を的確にこれを把握することが大事であります。同時に事故防止の対策を勵行することが必要でございます。これは平素からやっておるところでございますが、何といたしましてパイロットの素質の向上が第一であるように思ふのであります。先般二回にわたりましたF104の事故が発生しましたが、まあこれなどはありていに申し上げるといふと、どうも未熟である、こうした素質を改善向上させることがこれは先決でございます。また、事故の原因になりましたのは、教範を勵行いたしましたおらかなつたのにも起因をい

たしておるのでございまして、素質の向上、また教範と申しましようが、規則の勵行、それから機材の点検を完璧にこれを行なうと、そういう点に重点を置きまして事故防止に当たつておるのでございますが、昨年の同期まで――本年の一月からいたしましての事故は九件でございます。昨年の同期は十件でございます。教範の上では少ないのでございませぬけれども、大事なF104という事故を四回も引き起こしてまことに恐縮に存じておるのでございまして、この機会に重ねて遺憾の意を表明する次第でございます。

詳細は教育局長から説明申し上げます。

○政府委員(小幡久男君) 104の事故が続きましてまことに申しわけなく存じております。104の事故は部隊配置以来合計四件起こつております。そのうちで大事故となりましてのは四月十日にパイロットが死にましたのが大事故でございます。あとの三件は五月十五日に二件、それから五月二十七日に一件、これはいずれも滑走路で地上着陸途中におきまして滑走路外にはみ出まして、幸い軽微な事故に終わつておりますが、いずれにいたしましても四件の事故が起つておるといふわけでございます。

最初の大事故の原因を検討いたしますと、第一原因が機材の故障が第一原因であります。それから第二といたしましては、副因といたしましては、操縦士に若干の落ちがらがあつたという判断をしております。

その内容を申し上げますと、四月十日の大事故は、スロットルが一万メートルの上空で全開のまま停止いたしました

して、パイロットはそれによりまして緊急着陸の連絡をタワーにいたしました。緊急着陸をする途中で最後に地上に激突しまして殉職したのであります。スロットルの全開でとまつたという原因につきまして、その後空幕の副長を長とする事故調査委員会、さらにはそのノック・ダウンを担当しております三菱の技術陣営とともに協力いたしましたところ、現在のところでは、大体推定原因は三つになつております。

第一は、スロットル、と申しますのは、それをかけんすることによりまして燃料をエンジンに送る量をかけんする装置であります。この装置が、実を申し上げますと、ワイヤーで滑車を伝つてそのかけんをする装置になつておりますが、この装置の滑車の部分に故障がございまして、ワイヤーが込み込まれなかつたという推定が一つ。それから第二は、この滑車の部分の最後の、エンジンと連結する部分におきまして、エンジンの側についております配油ポンプの配油ホース、これと、そのスロットルから発しておりますワイヤーの一番終末の部分とがからみ合つて動かなくなつたという推定原因が第二であります。第三は、整備とかあるいはノック・ダウンの途中におきまして、何か布きれといひますか、異物が滑車の部分にかみ込んだのではないかと、これも理論的には考え得られるところでありまして、その三つが大体の推定原因になつております。そのうちで、いろいろ推定原因の中で強弱を付して現在はお検討しておりますが、今のところではその三つをほぼ確たる原因と見なして、対策はそれぞれとつております。

それからその次に、若干操縦士に手落ちがあったのではないかと思われま

するときすでに四千フィートの低高

をつけずに滑走してありますし、また

が、いずれも原因は、大事故につきま

やっておる、その角度で事故をごらん

行機を操縦するだけでもいろいろ問題がござります。しかし、飛行機は兵器を積んで戦闘するのが目的でござります。当初、F104を採用するかどうかという場合に、これが全天候機であるかどうか、もちろんこれはそこに積む射撃管制装置との関係もござりまして、大体全天候使用可能である、こういうことで機種決定がなされたと思ひますが、全天候、あらゆる場合にもこれが動きますか、いかがですか。

○政府委員(小幡久男君) その点は天候いかんにかかわらず、もちろん先ほど申しましたように、強風何メートル以上は着陸が困難であるということもござりますが、上空ではそういうことは関係なく動くようになっております。

○永末英一君 この104に積むために、射撃管制装置としてナサールを積むと、それによって対地攻撃等も十分にできる、こういう打ち出し方が当初やられたのでありますが、聞くところによると、このナサールは、どうもあらゆる条件に適合して使えないところがあるというので、考えておられるという話ですが、ナサールの現状について伺いたい。

○政府委員(伊藤三郎君) ナサールにつきましては、三十六年の六月から三十七年の五月、米國で飛行審査をやりました、その際にナサールについても要求性能を満足しておるといふことを確認しております。したがって、現在104に搭載されておりますナサールは、性能上は問題ないと思ひます。なお、対地攻撃でござりますが、104は空対空の任務を主としておりますが、対地の攻撃にも協力をするという

性能を持つております。その点についても特別の問題はないと承知いたしております。

○永末英一君 このナサールの搭載についても、やはりバッジの導入につきましても、ことにまた104丁につきましても、アメリカ側で軍事機密になっておる点がある、そういうことで、もしバッジを入れることによつて、たとえばその機密を保持しなくちゃならぬように、つまりアメリカで作られてるものを買い込むものだから、保持しなくちゃならぬように法律でも作れというところを、防衛庁長官はアメリカ側から言われておるといふ報道がござりますが、そんなことはござりませんか。

○国務大臣(志賀健次郎君) 私は、就任以来そういう話は聞いたことがござりません。

○永末英一君 先ほど、統計的にいへば、作つた飛行機はまるまる四十一年度に残るわけではない、こういうお見込みを防衛庁で立てておられる。ところで、F104に関する生産のピークはもう来ていると思ひます。そこで経済界あたりからは、このF104を継続生産しろ、そうしなければ、ピークを過ぎてしまふと損をする、こういうことで防衛庁側に押しかけておるといふことを聞いておりますが、その間に関する防衛庁側の考え方はいかがですか。

○国務大臣(志賀健次郎君) 仰せのことは、防衛生産関係者から私のところに陳情もござります。これはきわめて重要な問題でござりまして、目下慎重に検討を加えつつあるところでござります。

○永末英一君 もちろん慎重に検討していただかなければならぬと思ひます

が、F104がほんとうに使えるかどうかというのには、各國でも同じようなものを使つておりますし、これから、よその國のことはいざ知らず、われわれ日本人で使ひこなし、日本の天候風土でこれを使いこなさなければならぬ、そういう使いこなし得るのだということのはつきりして初めて、防衛上の問題としては、継続生産等が決定せらるべきものだと思ひます。経済界側の、会社側の都合によつてこれが決定されてはならぬと思ひますが、その考へ方について、防衛庁長官は、どう考へますか。

○国務大臣(志賀健次郎君) これは、陳情があつたから陳情に治うという意味のものではないのでござりまして、やはり日本防衛という見地から、防衛庁が責任をもつてこれをどうするかというところをきめる問題でありまして、そのために、目下慎重に考へておるところでござります。

○永末英一君 質問は、以上をもつて終わります。

○山本伊三郎君 われわれは、実は防衛庁設置法がかかれは、今永末委員が言われましたが、徹底的にひとつ究明したいと思ひますが、過去ロッキードが機種選定されたときの経過から見ると、先ほどから防衛庁当局が答弁されておられるのは、実はわれわれも歯がゆいのです。その当時、機種選定についていろいろ参画された源田さんなども、委員会の委員としておられますけれども、グラマンが一応決定して、それをロッキードに変えられた当時から、相当この委員会でも、もめてもめてもめ抜いてこれが出された。当時赤城長官のときだと思ひますが、したがつ

て、志賀さんについてはあえてこれを追及する必要はないと思ひますが、先ほどからちよつとスロットの故障とかいろいろ言われまますけれども、わが國にロッキードが適切かどうかということについては、その当時は、これは開発すれば全天候に向くのだということとで、相当強い自信をもつてやられた。ところが、今日これがパイロットが非常に未熟であつたということも先ほど言われておりますけれども、そういうことは早くからわかつておつたのです。そういう点について、私は相當謙虚な気持ちで、防衛庁はこのF104の問題については考へてもらいたいと思ひます。私は、防衛庁設置法のときに、わが党としても相当かまえておりますけれども、あまり、先ほどからの答弁を聞いておられますと、何かパイロットに責任のあるやに言ひ答弁が多いので、この点について、私は特に志賀長官の所見だけひとつ聞いておきたい。

○国務大臣(志賀健次郎君) 104の継続生産の問題に關連をしてお尋ねでございますが、先ほどからお答をいたしておるとおり、これは防衛庁の責任において、あらゆる角度から慎重に、従来の104の実績その他をも徴して慎重に検討しなければならぬし、また、今日も検討しつある次第でござります。どうか防衛庁の真意を御了承を願ひたいと思ひます。

○山本伊三郎君 事故についての先ほどからの答弁が、われわれとしては、104の機種自体に問題があるということを中心としておられるのですが、パイロットが非常に未熟であるということが非常に主張されておられるのですが、その点についてはどうですか。

○国務大臣(志賀健次郎君) これは事故の原因はパイロットの未熟なりあるいは教範を履行しないという点だけではないのでありまして、これは私は、就任以来の事故をすべて見ておられますというところ、むしろこれは104だけではないのでござります。F86もそうでありまが、どうも整備の不十分、あるいはまた、機材の欠陥というものも相當に目立っておるのでありまして、まあパイロットの責任あるいは整備の不十分、さらにはまた、機材の欠陥というものもあつたので、これらを総合的に検討しておるのでありまして、何も機材がらつて完璧で、パイロットだけに責任があるというふうには考へておらないのでありまして、その点は御了承願ひたいと思ひます。

○委員(村山道雄君) ちよつと速記をとめて。

○委員(村山道雄君) 速記をつけ。それでは他に御質問はありませんか。——他に御発言がなければ、本件の調査は、本日はこの程度にとどめます。

午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩

午後一時二十六分開会

○委員長(村山道雄君) これより内閣委員会を再開いたします。

大蔵省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑を行います。政府側よりただいま、谷村官房長、佐々木関税局長、岡崎経済企

面庁調整局参事官、増子公務員制度調査室長が出席いたしております。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○鶴岡哲夫君 これは数字的にはごまかい問題ですけれども、輸入、輸出の状況につきまして、税関の職員を百二十二名増員をはかるといふ改正で受けけれども、これに関連いたしまして、今輸入、輸出の状況について伺いたいわけなんです。この貿易額の増加の状況、それと関税額です、関税額の最近の状況、それから輸出申告件数ですね、それから輸入の申告件数、それから輸出の貨物の検査の件数、それから輸入の貨物の検査の増加の状況、そういう数字的なことをちよつと先に伺いたいわけなんです。

○政府委員(佐々木庸一君) 最近の輸入貿易額の数字から申し上げます。

昭和三十五年の輸出貿易額は一兆四千五百九十六億円でございます。三十七年になりまると、これが一兆七千七百億円というふうになっております。三十五年を基準にいたしますと、いと、輸出の増加額は三十五年を一〇〇にいたしますと、三十七年は一一二になるわけでございます。二割一分の増加ということになるかと思ひます。

輸入貿易額について申し上げますと、三十五年が一兆六千六百八十八億円でございます。三十七年は二兆二百九十二億円でございます。三十五年を同じく一〇〇にいたしまして比較いたしますと、いと、三十七年は一二六になるわけでございます。

関税の収入実績額を会計年度によつて比較いたしますと、三十五年は千四百四十八億円でございます。三十七年は千四百七十四億円でございます。この関係を先と同じ指数にいたしますと、一〇二になるわけでございます。

次に、輸出申告件数、輸入申告件数を申し上げます。輸出申告件数は、三十五年百五十三万九千九百七十七件でございます。三十七年はこれが百七十二万二千件余になっておる次第でございます。指数に直しまして、前と同じようにいたしますと、一二二ということになるわけでございます。同じく輸入申告件数について見ますと、六十七万七千件余というのが三十五年の数字でございます。三十七年は七十一万二千件余になっておりました。指数に直しまして一七二でございます。なお、納税告知の件数を比較いたしますと、いと、三十五年二十八万四千件余でございます。三十七年三十三万九千九百九十九件余になっておりました。指数の関係では三十七年が一〇九になるわけでございます。

また、外国貿易船舶の出入港隻数を申し上げますと、この関係の指数は、三十五年に對しまして三十七年は一一五でございます。航空機の関係では一一七ということになっておるわけでございます。

あと検査率についてお話があったのでございますが、手元に何件検査したかという数字はちよつと持ち合わせておりませんが、輸出につきましては、先ほど申し上げました申告件数の約二割を行なつておるものと考へております。輸入につきましては、申告件数の約八割を実施しているものと考へております。

○鶴岡哲夫君 もう三つほど伺いたいのですが、犯則検査数ですね。それから、密輸入の検査数、それから、保税地域の増加状況。

○政府委員(佐々木庸一君) 昭和三十五年におきます検査件数は三千四百二十六件ということになっております。密輸入及び秩序犯を合わせて、三十七年におきましては、これが三千二百二十件ということになっております。価格で申し上げますと、三十五年は八億三千五百万円、三十七年は三億四千七百万円ということになっておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 保税地域は。

○政府委員(佐々木庸一君) 保税地域の許可件数で申し上げますと、いと、三十五年は、指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場の合計で千九百八十八件でございます。三十七年は、これが二千三百四十九件となつておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 私の手元には、二十七年から三十四年までの数字が、あります。今お話の貿易額、あるいは関税額、それから輸出申告件数、輸入申告件数、今伺いましたそれぞれについて、二十七年からの数字が出ておりますが、そこで昨年二百名、四百名だつたのですかね、設置法のときにたしか増員の改正があったのですが、その定員の増加の状況を伺いたしたいのですけれども。

○政府委員(佐々木庸一君) 三十五年四月一日現在におきます定員は、六千四百六十六名ということになっております。三十七年同じく四月一日は、七千四十六名でございます。三十五年を基準にいたしまして、一一七という指数に

なるのじゃないかと思つておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 今お話によりまして、三十五年から三十七年にかけての輸入、輸出の状況、あるいは税関に關するいろいろな事務量といふものの増加に對しまして、三十五年を基準にする、三十七年の一七〇増といふのは、大体見合つたような印象を受けるわけですが、しかし、その前の、三十五年前の状況を取り上げてつと検討いたしますと、いろいろな事務量の増加に比しまして、定員の状況といふのが不足しているのではないかと、いふふうに思ふのですが、これは三十五年に行

政管理庁の行政監察が、税関業務運営監察といふのを行ないまして、それが三十六年に発表になっておるのですが、ですから、三十五年までといふのは、非常に定員がはなはだしく不足したのではないかと、いふことになるわけですね。その指摘もさうだと思ふので、ところが、三十五年を基準にしますと、ほぼ見合つたような形になっておる。その前が見合つた形になっていないのじゃないかと思ふのですが、昨年四百名ふやし、ことし百二十名程度増加するわけですが、その前の、三十五年前のやつがたしか問題として残つておるのではないかと、いふ印象を受けるわけですが、どうでしょう。

○政府委員(佐々木庸一君) 私どもお説のとおりと思つておるのですが、ラフな数字だけ申し上げますと、昭和二十六年の数字と三十七年の数字を比較しますと、外国貿易船舶の出入港隻数は四・四倍になっておると見ておるわけでございます。輸出申告件数で

は三・六倍、輸入申告件数では二・九倍という数字にならうかと見ておるわけでございます。定員におきましては一・四倍ということになっておると計算しておるわけでございます。しかしながら、まあいろいろな指数的な数字の増加分だけと定員の増加をはかるといふこと、要望を申し上げるといふこともまた必ずしも合理的でもあるまいかと考へておりますが、定員の増加率といふものが事務の増加率に必ずしも追いついてはいないという感覚はわれわれも持つておるわけでございます。しかしながら、定員の増加ばかりによつてこれを解決するのではなくて、事務の合理化、簡素化を他もまた今までも努めて参りましたし、今後

も急速に進めまして、事務量増加に十分な定員増加といふふうにならないにしろ、事務の処理については円滑化を期しておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 実際働いておられる人たちに聞いてみますと、今の定員は七千四百六十六名になっておるわけですが、実際働いておる人たちに聞くと、三千名程度要するといふような話ですね。それではまあその根拠はどういうことかといふと、根拠はさういふこともないが、実際働いておる状況からいへば、働いてきた者からいふと三千名程度要するのじゃないかといふ話をしますよ。私は、今お話の二十七、八年ころからの数字が手元にありまして、そういうものの見当からいいますと、三十五年ころまで非常にきつかつたのじゃないか。三十六年あたり、三十七年あたりから四百名程度の人員がふえる、あるいは二百名程度ふえるといふことでは

ありませんが、どうもそこらの三千

は千四百四十八億円でございます。三十七年は千四百七十四億円でございます。この関係を先と同じ指数にいたしますと、一〇二になるわけでございます。



五年あたりまでが相当定員がはなはだしく不足しておったのじゃないかという印象を非常に強く受けるわけですね。ですから今日でも聞くと、三千名程度だという話が出る。それはいろいろな数字からいいますとどうなつづける。数字はともかくとして、相当大きな人員が要するのではないかという気がするわけですね。さっきお話の、輸入入なり輸出の申告件数なりあるいは検査件数なり、船舶の出入港隻数なり、そういうものからいいますと、やはり実際働いておる人からいえば、何かそういう感じを持つのもこれはやむを得ないことじゃないかというふうに思っていますけれども、もう少し中に入りまして伺いますと、この密輸の取り締まりです。ね。この件数が三千二百二十件というふうに密輸を含めまして出ておりますが、ちょうど三倍近くになっておられますね、十年前と比べると、三倍もありません。これはこの密輸の取り締まりの中核をなしておるのは審査課職員というやつですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 審理課でございます。

○鶴岡哲夫君 審理課職員です。これは非常に不備だというふうに書いてあります。ね、どうですか。人員が足りません。

○政府委員(佐々木庸一君) 従来も若干の増員には努めて参つたと見ておられますが、今後も御指摘の審理課につきましては増員を要するものと考へておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 それから税関の輸出入の許可事務ですね。この流れが、輸入部門の鑑査段階で非常におくれている、僕らが想像した以上におくれている

ように思うんですね。たとえば税関から本省へ稟請して、それに対する回答を出すのに五十日近くかかる、あるいは通産省に検査を依頼する、依頼するだけでもどうも一件当たり平均して五十日かかるというふうな状況ですね。こういうところは、人員が足りないという点に一番大きな問題があるのか、あるいはそのほかに何か理由があるのか。

○政府委員(佐々木庸一君) 鑑査部職員が足りないという問題は確かにあるわけですが、技術系統の職員なものでございますから、定員を増加いたしました。も応募者がなかなか得られないという状況で、各税関ともその充実に苦勞しておるところでございます。しかしながら、事務の進め方につきましては、なお人が足りないといは、工夫を得るものと考えておりますので、無税品の検査というよりよなものにつきましては、これを簡略化することを進めて参りました。しかしながら、現状においては、なお先生御指摘のとおり、われわれが改めなければならぬところはかなり多いかと思ひます。

最後に御指摘になりました、五十日くらいもかかるという問題のやつは、輸入割当をしました品目と、現実に入つてきます品目とが違ふ場合の問題でございます。通産省に、これを輸入を認めてもよろしいかという検討依頼を行なうという制度が作られておるのでございますが、現物と許可証が違ふという問題がありますために、これは日数を要することがはなはだ多いのでございます。場合によっては、もっと

迅速にやり得る場合もあるかと思ひますけれども、事務の性質上かなり引つかかるものもやむを得ないと考へておる次第でございます。しかしながら、いずれにしろ通すか通さないか、早急にはつきりすべきものだと考へておる次第であります。

○鶴岡哲夫君 それから指定保税地域ですね、これの施設の管理を地方公共団体がやっておる。そうしてその貨物の取り締まりは税関がやっておるという実情に今日もあるわけですか。

○政府委員(佐々木庸一君) お話のとおりでございます。

○鶴岡哲夫君 それで、保税地域にある上屋に貨物を搬入する場合には、搬入届けを二つ出す。一つは施設を管理しておる地方公共団体に。それから貨物については税関に出す。そういうやり取りをやっておられるわけですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 御指摘のとおりでございます。ただし、様式は統一をすることをいたします。

○鶴岡哲夫君 それからこれも輸入貨物の市場価格調査、これはきわめて不備だということを指摘してあります。ね。それで、これは機構的に非常に不備であるということになるんじゃないかと思ひますが、したがって、その適正な関税を課するのに価格をきめなければならぬ、価格をきめる場合に、直接海外市場の価格をきめるのはもうちょっとびりしかない。わずか一%だけ、ほとんど九割程度は輸入者の仕入書価格でござつてしまふ、こういうふうな指摘がしてあるわけですが、これは関税をかける場合に非常に重要な問題ですけれども、その価格が業者の仕

入計算書だけでほとんどの場合きまつてしまふ。税関として海外の調査なりあるいは正確な調査をしようと思つてもその設備がない、機構がないという実情のようですね。これはいかがですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 関税定率法によります関税標準価格は輸入価格をとるわけでございます。その輸入価格は仕入書によつてとるということになつておりますので、先生御指摘のようになり、大部分のものはそのような価格を適用することになつておるかと思ひます。問題は御指摘のように、外国の実際の市場価格とこれらの価格とが合つておるかという問題を調べなくては、いかんかという点にあるかと思ひますが、外国の例をいたしましては、当該品物を輸入する先の国に調査し得る人員を派しておるような例もあると見ておる次第でございます。わが国の場合におきましては、今のところ、そこまでいっておりません。必要な場合には在外公館に調査をしてもらうという約束を約束している程度でございます。将来の人員の充実、調査の充実につきましては、なおおっしゃる通りに研究しなければならぬものと考えている次第でございます。

○鶴岡哲夫君 今の仕入書価格でやるというお話ですが、この仕入書価格について疑義があつた場合、それを確かめる資料なり調査なり、それができないという点を私は申し上げたわけですが、それはそういう機構がないということになるのか、これは仕入書価格に疑義があつた場合に、それを確かめるものがない、こういう問題なんですけれどもね。

○政府委員(佐々木庸一君) 定率法四条に先生御指摘のやうな場合を規定しているのでございますが、その場合には、最近の実績、最近の輸入貨物についての価格その他を勘案しようということになつておる次第でございます。実際問題といたしましては、ある税関についてそういう疑義があるという事故が起きました場合においては、全国税関の同一の品物について価格をとるといふやうなことをいたしましたり、さっきお話し申し上げましたやうな市場調査というのをやりましたりしてきめておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 法律なりあるいは省令なりという立場からいへば、仕入書の価格によつて関税を考へるといふことではありましようけれども、しかし、もつと本質的に考へて価格という問題についてもう少し突っ込んで考へる必要があるのではないかというふうに思ひますが、業者の仕入書の価格で関税をかける、疑義があつてもそれをほつきり確かめる資料が十分そろつてない、こういうやうな機構的に不備な点があるのではないか、あるいはまた、そういうふうな持つていくやうな考へ方を税関として考へなければならぬかというふうに思ひますが、そういう点についての考へ方どうですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 主要商品についてはどういふことではないかと思ひますが、国際相場が国際市場において明らかなるものもかなりあるやうに思ひます。それらのものにつきましては、その価格とどれくらい離れているかという点でかなり問題が解決され

るものがない、こういう問題なんですけれどもね。

○政府委員(佐々木庸一君) 定率法四条に先生御指摘のやうな場合を規定しているのでございますが、その場合には、最近の実績、最近の輸入貨物についての価格その他を勘案しようということになつておる次第でございます。実際問題といたしましては、ある税関についてそういう疑義があるという事故が起きました場合においては、全国税関の同一の品物について価格をとるといふやうなことをいたしましたり、さっきお話し申し上げましたやうな市場調査というのをやりましたりしてきめておる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 法律なりあるいは省令なりという立場からいへば、仕入書の価格によつて関税を考へるといふことではありましようけれども、しかし、もつと本質的に考へて価格という問題についてもう少し突っ込んで考へる必要があるのではないかというふうに思ひますが、業者の仕入書の価格で関税をかける、疑義があつてもそれをほつきり確かめる資料が十分そろつてない、こういうやうな機構的に不備な点があるのではないか、あるいはまた、そういうふうな持つていくやうな考へ方を税関として考へなければならぬかというふうに思ひますが、そういう点についての考へ方どうですか。

○政府委員(佐々木庸一君) 主要商品についてはどういふことではないかと思ひますが、国際相場が国際市場において明らかなるものもかなりあるやうに思ひます。それらのものにつきましては、その価格とどれくらい離れているかという点でかなり問題が解決され

るものがない、こういう問題なんですけれどもね。

あやしいものはつきりしておくようにする、そうでありませぬものにつきましても、いろいろな国際価格をないしは、生産地の価格を知る資料の入手に努めている次第でございます。また、特定のもの、変な価格を出してしましても、それは同種の品物のほかの港、ほかの時期に通関したものと比較することによってかなり明らかになるように考えます。しかしながら、先生御指摘のように、非常にわかりにくいものもあることは確かでございます。そのよりなものにつきましては、この生産地の価格状況をもう少し把握しやすいよう、強力を把握し得るような態勢を作って強化をはかっていくということもまた私ども今後の宿題であらうかと考えている次第でございます。

○鶴岡哲夫君 これは行政管理庁が指摘をしているわけですが、この税関の統計事務が非常に滞滞しているということですね、これは税関として今句表とか月表とか出しておられるわけですか、その月表とか句表というのは非常に遅れている、という指摘がありますね。

○政府委員(佐々木庸一君) 税関統計と一般にいわれているものといいたしましては、本省関係のものが五種類あると考えておりますが、税関の句表、月表、年表、貿易概況、概要いろいろなものがございまして、句表について申しますと、これは品目が少ないせいもございませぬけれども、翌年の五日までには出しているのだから、この分については特におくれているとは考えられておりませぬ。月表になりますという、部数がかかりふえて参りますの

で、翌月の中旬と申しますか、十日ごろ出すようにしておられるわけでございます。年表は暦年一年分をまとめたものではないかと、これは先生御承知でございませぬが、これは先生御承知であると思っておりますが、非常に分厚いものではないかと、複雑なものでございませぬから、翌年の年末までの分を、翌年の、輸出については五月、輸入については四月くらいまでかかっている次第でございます。あまり早いとは申せないのでございますが、昨年の分をこし出しておられますのは、三月の中旬ごろに輸入分を、四月末に輸出分を出している。これは印刷の關係その他で御指摘のように早くはないと申さなければならぬと思うのであります。統計の資料の処理が非常に膨大なものでございませぬから、本年度は電子計算機を入れますその作業を早めたいとは考えている次第でございます。これが十分に稼働いたしますならば、おそいといわれております年表のほうは、うまくいけば翌年の三月末くらいに出せるようになるんじゃないかと思っております。そういうことと申すことと、先進国にそっくりおくれをとらないことにはなるのではないかと考えております。月表のほうもだいたいおくれで翌々月の中旬ごろということになっておりますが、一月づつ電子計算機を使うことによってちぢめ得るのではないかと考える次第でございます。

○鶴岡哲夫君 この行政管理庁が指摘しておりますのは、統計事務がどうも滞滞しておる、遅延しておる。それでその例として、句表が三ヶ月もおくれているところがあるというような指摘をしておる。それから月表の発

行は句表よりもさらにおくれている。句表といふのは、これは十日ごとに出るわけですから、それが三ヶ月もおくれているというのでは効果なし。月表だつてそれでしよう。さらにおくれているのですから、三ヶ月や四ヶ月はおくれているという実情だつたと思ふのです。この指摘のときには、それが今お話によりまして、だいた改善をされ、さらに一そ改善をする、こういうふうなお話ですから。

次に、これは今度中央分析所を設けられるわけですね。これは横須賀に置かれるわけですが、六名ということですね。六名でおやりになるのではありませんか。

○政府委員(佐々木庸一君) 分析所につきまして今回お願いいたしておりました定員六名と申しますのは、分析所設置のための企画、立案と申しますか、準備委員ともいべき人数を本年度まずお願いをした次第でございます。最終的には約五十名というふうなことをおのる次第でございます。

○鶴岡哲夫君 それから横須賀に置かれるのはどう理由ですか。こういうものはできれば関税局、局の中に置くというならわかりませんが、横須賀に置くというのはどう理由ですか。御指摘のとおり、理想的には本省庁舎のうちに置くべきだと考えます。御承知のとおり、建物の利用状況でございますが、このような特殊の機関を十分に活動できませぬような機械等を入れますに、この必要とされる広いスペースをとるというふうなことができないものでございませぬから、思い切つて土地の十分

とれる場所を探したということでございます。

○鶴岡哲夫君 どうも地方の税関との連絡もありまじょうし、中央のほうとの連絡もありまじょうし、ですからやはりできれば、そういうことでは、いかなる意味で不便じゃないかという気がするのですけれども、横須賀ならまだいいんですが、横須賀にまで持つていくというのには、

○政府委員(佐々木庸一君) 御指摘のよりな考え方をいれまして、なるべく近い所を探しましたが、東京も探し、横浜も探し、だんだん土地がなかつたようでございます。横須賀の国有財産を使うということに落ちついた次第でございます。

○山本伊三郎君 それじゃ昨日の続きを若干ひとつ大臣が来るまで質問を続けたと思うのですけれども、金融機関資金審議会の活動状況のデータをいただいたわけですが、きわめて抜粋的で、要領だけ書いてあるのですけれども、これはなんですか、今後はこの審議会は一応期限なしに設置されるのですか、この前は年限があつたのですか、今度はどうなりますか。

○政府委員(高橋俊英君) 今回の法律が改正されます場合には、期限がなく、恒久的な機関として設置されます。

○山本伊三郎君 必要性はよくわかるのですが、無期限でこういう審議会を置くという必要性があるからなされるのですか、どうですか、今後の運営なんかを考えると、私は一応考えるのは、委員がもう定着してしまふのじゃないかと思つておる。無期限に、

もう職業的になってしまい、新味のあ  
る審議というものができなくなるの  
じゃないかと思ふのですが、委員につ  
いては適当に、本人がやめてしまえば  
別として補充することになると思いま  
すが、そうすると、委員の任期もな  
いのです。

○政府委員(高橋俊英君) 委員の任期  
はないわけですが、実際には今  
までもいろいろな事情によりまして、  
当初の委員が交代しているという事実  
はございます。ある程度入れかわって  
おります。それからいわゆる学識経験  
者等につきましても、今後本人の事情  
により、また、こちらの事情によりま  
して、お話し合ひの上で交代をしてい  
ただくという場合も当然に出て参るも  
のと考へます。

○山本伊三郎君 これも一つの政府機  
関であつて、一応どの審議会——全部  
私は調べておりませんが、任期のない  
そういう委員というものはあまり数が  
ないと思ふのですが、また運用上話し  
合つてやめてもらつて言つても、  
一つの政府機関となつて、しかもこう  
いう審議会、純然たる公務員ではない  
という資格の人を無期限で置いておく  
という事については私は、事、大蔵省  
の設置されるものについて、私ちよつ  
とその点は疑問を持つのですね。どう  
ですか、この点の考へ方。

○政府委員(高橋俊英君) たいだいま  
まは臨時の審議会でございます。臨  
時の機関でございます。これからこう  
いう恒久的なものとなりまして、委員  
に法律の上では制度的な意味での任期  
がないということについては、今後さ  
らに検討いたしまして、必要とあれば  
やはり期限を設けるということも考へ  
ます。

なければならぬことになるかもしれ  
ません。ただいまのところ、そういう  
ことでなしに発足いたしたい。実際の  
運営に当たりましては、さほど、任期  
のないゆゑに非常に弊害を生ずるとい  
うことはないのではないかと感じ  
がいたします。

○山本伊三郎君 それはもちろん、弊  
害があるということをお私今指摘して  
おるのじゃないのですがね。まあこれ  
審議会の設置期間というものがあれば  
自然それでかわるといふことはわか  
るのです。再びそのためにまた任命す  
るとしても、ところが、今度の場合に  
は、無期限に永久にあるというのに委  
員はそのまゝついでいくということに  
ついて、何かの、かわるといふよりな  
規定といひますか、一べん委嘱した  
ら、なんですか、総理大臣がこれを委  
嘱すると思ふのですが、これは大蔵大  
臣ですか。大蔵大臣が委嘱した場合で  
すね、この解任権はどうなる。あまり  
こまかいことを言ひますけれども。

○政府委員(谷村裕君) たいだいま  
まのところは、これの必要な規定は政令  
で定めるといふ場合に、別に任期の間  
題もなかつたわけでございますが、こ  
ういふふうにして法律案が直り、恒久  
的な機関ということになりますと、そ  
の組織なりなんなりは政令で現行のも  
のを修正してどういふふうにするか  
といふことが問題になるわけございま  
す。任免権者は、と申しますか、委員  
を委嘱いたしますのは大蔵大臣でござ  
います。そのときに期間を設けるほ  
うがいいかどうか。その点については  
今担当の銀行局長からも申し上げた  
ところでございますが、なお御意見を承  
りまして、今後検討いたしたいと思ひ  
ます。

○山本伊三郎君 それでは大体いいの  
ですが、こういう方々、相当なメン  
バーですからね、やはり設置法にお  
いてある程度の任期というものを規定し  
ておかぬと、政令でやる、また本人に  
二年ぐらいてひとつお願いするとい  
うようなことでは私はずいぶんではない  
かと思ふのです。逆に、お尋ねしま  
すが、そういう任期をおいたら、こう  
いうりっぱな人、と表現しておきま  
すが、そういう人はなり手がなく、そ  
ういふ意味において任期を作らなかつ  
たか、その点をひとつ。

か、あるいは設けられないで実行上の運用  
でやっていくのがよろしいかと申しま  
す。これはいろいろな考へ方がある  
と思ひますが、通例はやはり任期を設  
ける例も多いと思ひます。なお、その  
点についてはこれの実行にあたりまし  
て担当部局とも相談いたしましたので  
たいと思ひます。

○山本伊三郎君 それじゃ任期につ  
いては今のところ白紙だ、こういう考  
え方ですが、私の考へではある程度やは  
り任期というものをあげておけるほう  
が本人の責任感も変わってくると思  
うのでございまして、だからだと極端に  
言へば一生これをやめていくという人  
もありませんが、やはりこういうメン  
バーですから、大体二年ぐらのお願  
いするならば二年ぐらのお願ひする、二年  
もしくは三年でもよろしい、一応そ  
ういふものを目安として考へておかな  
ければ、金融機関資金審議会という私  
はこの審議活動の内容を見まして、相当  
重要なことを審議されておるやに見  
えるわけですね。私の希望としては、あ  
る程度の任期——私は何年がいいかとい  
うことは申し上げませんが、政令で  
できるならば政令でやるという方向でや  
つていただいたらけっこうだと思つて  
おりますが、この点あとで大臣にもちよつ  
とお伺ひしますが、私はそういう気持ち  
を持つんですが、この点どうですか、も  
う一回。

○政府委員(高橋俊英君) 今のところ  
では、大体二年ぐらゐの任期に定め  
らるゝが、いんじやないだらうかとい  
う考へております。

○山本伊三郎君 じゃ、それでけつこ  
ろでちよつと聞きますが、深くせ  
んざくしよつという意味じゃございま  
せんが、この期間、三十六年十一月か  
ら三十八年一月十八日、まあいろいろ  
おもだつたもの書いてあります。特  
に電力関係の資金で、不足資金につ  
いて相当真剣に討議されておるよう  
でございますが、これは大蔵当局にお聞  
きするんですが、現在電力関係会社に財  
政資金の手当、総額どれくらいして  
おるんですか。

○政府委員(高橋俊英君) たいだいま  
の御質問の趣旨は、最近においてとい  
うことですか、それとも今までの……。

○山本伊三郎君 今までの総額。

○政府委員(高橋俊英君) 電力会社に  
融通した……。

○山本伊三郎君 帳じりではないです。  
○政府委員(高橋俊英君) ちよつと  
待た下さい。——たいだいまちよつと  
資料を持ち合わせたいので、あ  
とで調べてお答えいたします。主とし  
て開発銀行の融資の方でございますか  
ら、その残高がわかればよいと思ひ  
ます。

○山本伊三郎君 この項に、これは  
三十七年十月二十三日の小委員会、そ  
れから引き続き二十四日の審議会  
で一応答申をしておるようですが、「五  
十億円程度の財政資金による措置をと  
るほか、三月に追加した財政資金百三  
十億円について継続の手当をする。」  
これは何ですか、この審議会の答申と  
申しますか、それはそのままやってお  
られるんですか、やられたんですか、  
どうですか。

○政府委員(高橋俊英君) そのとおり  
実行しております。

○山本伊三郎君 私はこの間、東海村  
の原子力発電会社ですか、に参りまし

たんですが、ああいう原子力発電会社  
に対しても開発を通じて資金も相当出  
ておるやに聞いておるのですが、こう  
いうものもこの中に含まれておるの  
ですか、電力不足資金といふことは。

○政府委員(高橋俊英君) それは全然  
含まれておりません。主としてこれは  
民間の九電力に対する融資でございま  
す。

○山本伊三郎君 原子力発電について  
は、あれはやはり財政投融資から相当  
出ておるやうに聞いておるのですが、  
それはそういうことを聞いておられま  
せんか、大蔵省のほうは。

○政府委員(高橋俊英君) 私の記憶す  
るところでは投融資はされていまいと  
思います。

○山本伊三郎君 電力問題は、これは  
エネルギーの問題ですから非常にわれ  
われも関心があるのですが、九配電に  
ついてはいろいろ問題も聞いておるの  
ですが、財政資金を投下してやるので  
すが、今後やはり引き続き相当資金  
を政府が援助するといふますか、投資  
をしなければならぬ状態であるかど  
うか、その点ひとつ参考までに聞か  
して下さい。

○政府委員(高橋俊英君) 電力資金に  
つきましては、これはまだ来年度以降  
の電力の新しい投資の必要性という  
ものについて確たるものはないと思  
います、一応係員ぐらいの程度で調査  
した段階におきましては、本年度あた  
りではまだかなりの必要がふえてお  
るわけですが、来年度以降におきま  
しては、今までの新しく着工をしてま  
した四百キロ以上の新規着工分の完  
成が続いてくる。そのために、電力の  
給関係はかなり改善されて、新規

着工の施設はむしろこれまでのペース  
よりはだいぶ落ちる。落ちていゝるん  
じゃないかというふうな見通しでござ  
いまして、そうなりますと、電力会  
社が自己資金以外の他人資本にたよ  
る割合としては減る。絶対額におい  
てもせいぜい横ばい程度ではなから  
うか。

あるいは場合によってはこの二、三  
年の間ならば若干減少することあり  
得る。しかし、これは通産省がそうい  
うことを権威を持っていつているわけ  
じゃないで、大蔵省の側の見込み  
も入っております。たゞ、あまりふ  
いであらうというふうに私も考  
えております。

○山本伊三郎君 通産省の方が見て  
おるのですが、電力会社の会社経営  
状態、いろいろ、まあ特に私は関西  
から関西電力なんかを見ておるの  
ですが、政府資金で手当をするとい  
うような緊迫した経営状態ではない  
と見ておるのです。民間資金で相  
当やれるのもう一人立ちできるま  
で回復しておると思うのですが、こ  
れは予算委員会でも若干触れたこ  
とがあります、この点、大蔵省とし  
ては、ある程度落ちてくるだろう  
という話ですが、日本の基本産業  
から政府も相当力を入れなくちゃ  
ぬですが、あの経営状態から見ると、  
私はそれほど政府においてほかの  
をさしてまで資金の手当をする必要  
はないのじゃないかと思つておる  
わけですが、大蔵当局としてはどう  
いう見解でございませうか。

○政府委員(高橋俊英君) 今例にお  
きましては、九電力の中でも一番成  
績のいい、内容のいい会社の例で  
ございまして、調達の力も一番  
よろしいわけですが、そういうこと  
で今は開発銀行から二百数十億程  
度の資金を毎年融資しておりますが、  
その場合におきまして、そういう非  
常に調達の高いところには若干  
配分額の上では落とすといふこと  
をやっております。以前に比べて電  
力会社への開銀の融資額は相当  
落ちておるわけですが、二百数十  
億という金は、全体の所要資金に  
比べますとごく一部にすぎません。  
これからの見込みでございませ  
ん、今までの見込みで申しますと、  
量的補充もあつたわけでありませ  
ん。これからは油を使えばいいと  
ころを無理に石炭対策のために  
必要もございませぬ、それから最  
近、今やっておりますけれども、重  
電機の延べ払いのための資金を  
それに対抗するために、直接延べ  
払いの方式でございませぬ、これ  
を使うほうに金を貸すといふふう  
な意味での補充というふうな要請  
がまた残りますからして、やはり  
現在の金額そのままとは言えませ  
ん、大体それに近い額は確保して  
おく必要があるのじゃないかとい  
うふうな感じもいたします。

て、したがって、調達の力も一番  
よろしいわけですが、そういうこと  
で今は開発銀行から二百数十億程  
度の資金を毎年融資しておりますが、  
その場合におきまして、そういう非  
常に調達の高いところには若干  
配分額の上では落とすといふこと  
をやっております。以前に比べて電  
力会社への開銀の融資額は相当  
落ちておるわけですが、二百数十  
億という金は、全体の所要資金に  
比べますとごく一部にすぎません。  
これからの見込みでございませ  
ん、今までの見込みで申しますと、  
量的補充もあつたわけでありませ  
ん。これからは油を使えばいいと  
ころを無理に石炭対策のために  
必要もございませぬ、それから最  
近、今やっておりますけれども、重  
電機の延べ払いのための資金を  
それに対抗するために、直接延べ  
払いの方式でございませぬ、これ  
を使うほうに金を貸すといふふう  
な意味での補充というふうな要請  
がまた残りますからして、やはり  
現在の金額そのままとは言えませ  
ん、大体それに近い額は確保して  
おく必要があるのじゃないかとい  
うふうな感じもいたします。

○山本伊三郎君 僕は関西電力の例  
を出したんですが、四国あたり非常  
に悪いに聞いておるんです。しかし、  
私はまあそういう監督権はござい  
ませぬ、会社の内容なんか聞いてお  
らないのですが、関西電力を除い  
ても、いづゆる配当額を見ましても  
大体一割しかやらない状態だと思  
つておる。しかも重役に対する手  
当でも私は

他の産業から見ても決して落ちてお  
らないと思つておる。私また十分  
検討していませんが、鉄鋼あるいは  
その他の基本産業から見ると、政  
府は少し電力関係には甘いと思  
つておるんです。銀行局長は  
いつもそれを悩んでおられるので  
すが、そういうことはございませ  
んか。

○政府委員(高橋俊英君) 最近にお  
きましては、あまり停電というふう  
な現象もございませぬ、電力の重  
要性についてあまりびんとなくな  
つたやうでございませぬけれども、  
私ども今までの段階では、まだ電  
力というものは第一にあげられ  
るものではないかと思つておる。  
これからの問題につきましても、  
やはり全体の経済成長を考えた  
ときに、エネルギーとしての電力  
産業というものは、それほどの  
ときどきによりまして資金総額に  
それほどのふえない時期とかが  
ございませぬ、また、その先数年  
を考へますとまた増加して参ります。  
やはりそういうものは資金的には  
優先的に確保されてしかるべき  
ものではないか。ただ現在の状態  
で申しますと、社債などによる調  
達は、これは政府もだいたいで  
こ入れをやっておるわけであ  
りまして、非常に銀行側に消化  
をお願ひして、非常な実情もござ  
いませぬ、毎年相当増殖をはか  
つておる。そういう点について  
民間資金を多く調達するに、財  
政資金の負担でなくて、民間の  
金で大きな金を調達するに計  
画しておるわけでありませぬ。

と無理だと思つておる、同じ基幹  
産業でも電力となれば、これは  
産業自体の電力もあるし、家庭  
の電力もあるから非常にむずか  
しい問題であります。私は繰り返  
して申し上げたいのですが、大  
蔵大臣の所見を聞きたいので  
すが、もう今日、今の九電力の  
、まあ悪いところもありません  
、いいところもありません、総  
体を通じても財政資金の手当を  
する段階ではない。民間資金で  
調達し得る道もあるし、そ  
ういふ努力をもつみずからやる  
べきだといふ私は見解に立つて  
おるんですが、銀行局長からい  
ろいろとお話を伺つたんですが、  
大蔵大臣はその点についてどう  
いうお考えですか。

○国務大臣(田中角榮君) 電力が  
財政資金を使わないで、民間資  
金の調達だけでやれるようになる  
ことは好ましいことではござい  
ませぬ、しかし、電力が国の基  
幹産業であり、もつとほつきり  
上げますと、電力自体が日本の  
産業に及ぼす影響というものは  
非常に大きいのであります。エ  
ネルギー・コストというものが  
産業自体の消長に非常に大  
きな作用をいたすわけございま  
すし、特に製品コストの面にも  
大きな影響力を持つものでござ  
いませぬ。国際的に八条国移行  
とか、関税の引き下げとか、  
貿易、為替の自由化というふう  
な現状の中で、国際競争力をつ  
けていかなければならぬとい  
うよりな面から考へますと、電  
力自体が外国に比べてまだ相  
当高いといふような面もござい  
ませぬ、また産業政策の面から  
だけではない、一般の生活の中  
でも、電力の料金がつかない  
のでありますので、今の段

○山本伊三郎君 大蔵大臣お見え  
になつたんですが、来て早々今や  
つておるのを答弁してもらつても  
実はちよつ

と無理だと思つておる、同じ基幹  
産業でも電力となれば、これは  
産業自体の電力もあるし、家庭  
の電力もあるから非常にむずか  
しい問題であります。私は繰り返  
して申し上げたいのですが、大  
蔵大臣の所見を聞きたいので  
すが、もう今日、今の九電力の  
、まあ悪いところもありません  
、いいところもありません、総  
体を通じても財政資金の手当を  
する段階ではない。民間資金で  
調達し得る道もあるし、そ  
ういふ努力をもつみずからやる  
べきだといふ私は見解に立つて  
おるんですが、銀行局長からい  
ろいろとお話を伺つたんですが、  
大蔵大臣はその点についてどう  
いうお考えですか。



とつても、日本の現在の製糖産業から見ると、私は常識的に判断するのですが、そう私はいかないと思うのですが、政府としてはそれでも踏み切つてやるということですか。

○國務大臣(田中角榮君) 基本方針は先ほど申し上げたとおりでございますが、現在、国際糖価が非常に上がつております。御承知のとおり、政府が基準として考へておりますものは三セントから三セント五くらいに考へておつたのですが、六セントなり九セントなり、一番高いときは十二セントという国際糖価があつたようでございますが、きのうあたりからまた少し下がつて九セント、十セントという国際糖価のようでございます。この見通しは、どの程度になれば下がるかということ、は、なかなかむずかしい問題でありまして、国際糖価が上がつておる現在、自由化ができないということではない。

国際糖価の問題とは別に、砂糖の自由化でもって日本で一番問題になりますのは、国内甘味資源対策であります。でありますから、国際糖価が非常に下がつたときに、テンサイ糖や甘蔗糖というものはそれよりも高い値段であるというところで無制限にやられては困るといふことで、その場合はある一定の額をきめておきまして、国内糖の保護のためにこれを政府が買い入れる、食管で買い入れる、こういうところが一番の問題であります。現在のところでは、どうも国際糖価が急に三セント台まで下がるということは考えられませんが、自由化をやるとすれば悪い時期ではないと、こう思います。今までは、無制限に買い入れる、また国内的な対策が、立法上、行政上あらゆる

措置が完全に行なわれて初めて自由化に踏み切るのだということでありました。が、今度国際糖価が高いので、そんでなくとも国内糖の高騰や沖繩糖を大いに利用したい、またしなければならぬという現状にありまして、自由化に踏み切るには時としてはいい時だと、このように考へております。

○山本伊三郎君 大蔵大臣は所管以外でもなかなか該博な知識を持つておられますので、大臣からお聞きしてもいいのですが、実は今度の国際糖価の暴騰と申しますか、あれについては、キューバの不作とか何とか言つておられますが、実際産産省あたりではどんな把握をしておりますか。

○説明員(宮本博君) 糖価は、先ほど大臣の御指摘がございましたが、三セント幾らから最近十セント幾らかに上がつておる。この原因は確かにキューバの問題がございまして、世界的にこのことは不作であるということと、もう一つは、結局、需要の伸びに供給が追いついていけないというふうなことで、もちろん増産を始めている国もあるようございまして、これは今の場には間に合わないというふうなことで、私専門家じゃございせんが、この相場はちょっとそう簡単には下がらないのじゃないかというふうに考へております。

○山本伊三郎君 質問が發展して、あまりこれは私も差し控えますが、今大臣が、国際糖価が上がつておるときには自由化しやしない、これは価格面からいへばそういうことになりませんが、しかし、こういうものはいつまでも高い相場が維持されるものじゃないので、どうしてもやはりまず国内甘

味産業、これは振興しなければならぬというところは政府も考へておられるのですが、実際問題、政府のあれで見ますと、四十五年ですか、五〇%までというあれがあつたのですが、そういう計画は政府としては通して持つておられるのですか。

○國務大臣(田中角榮君) 専門的なままたこまかい数字につきましては、これは所管でございせんから、所管大臣からお答えすることになると思つております。政府で考へております基本的な考へ方は、国際糖価が上がつておるからというの常識的なことを申し上げたわけでありまして、無制限に自由化しようということではないので、関税割当制度を続けていきまして、自由に、入れたいものは、ある一定の額以上の高い関税を払つて入れるということに調整を行なつていくわけでございます。

海外の糖価が上がつたということに對しては、通産省側からもお答えがございまして、いろいろな問題が今言われております。皆さんも御存じだろうと思つてますが、キューバ問題、それからヨーロッパにおけるテンサイ糖が非常に季節的に不作であつた。それから六セント半くらいでソ連が三百万トン買い入れてしまつた。ソ連自体は、テンサイ糖その他甘味資源は相当豊作のようでありまして、これが説をなす人は二千万トンとも言ひ、またそうでなくて、五百万トン、八百万トン抱いておるだろうと思つておつたのが、砂糖市場に出るだろうと思つたのが、先ほど通産省から申し述べたように、全世界的傾向とし

て、年間相当量の消費が伸びているというふうな問題もございまして。私は、それよりも一番大きな問題として、日本自体が砂糖の自由化に對して考へなければならぬ問題の一つとして議論されているのは、これは戦前はサトウキビや原糖の問題に對して、先進工業国が非常に力を入れておつたわけでございますが、その後、それらの地域が独立したり、また民族運動が非常に盛んであつたりということ、砂糖作りというものが相当減つておるといふこと、消費が伸び供給が減つておるといふふうな問題が相当あるのじゃないかと思つておられます。でありますから、日本がこれから自由化して安い砂糖を安定的に入れるためには、国際各地に日本の業者そのものがみずから栽培を行なひ、原糖の確保をはかるという問題も大きな問題になるのではないと思つておられます。国内的にはテンサイ糖の食管における買い入れの制度、沖繩糖の政府買い入れにつきましても、先般政府できままして、これを国会に法律案を提案して御審議を願うというふうな、万般の措置を講じておるわけでありまして、方向としましては非常にむずかしい問題ではあります。砂糖の自由化も一歩々々前進の状態にあることを申し上げておきます。

○山本伊三郎君 いろいろ聞きたいこととあるのですが、まずまず枝のほうに發展しますから、貿易自由化については、一応これで大体参考になりましたので、終わります。

次にもう一つ、経済企画庁の方おられますね。ちよつと聞いておきたいのですが、長官に聞きたいのですが、長い官忙しいので来られないのですが、あ

の予算審議の中で、三十八年度の消費者物価の上昇率は二・八%ということではじき出されているので、私はそんなことではないと言つておつたのですが、そういう努力をするのだということと別かれておるのですが、その後一月、二月、三月、四月の、三月ですか、ちよつと生鮮食料が横ばいになつたのですが、また上がつておるような状態です。そういう状態ですが、はたして三十八年度経済企画庁がはじき出した二・八%で、三十八年度ないし三十八年それでおさまるかどうかということについて非常に私心配しておるのですが、この点企画庁としてどう考へておられますか。

○説明員(岡崎三郎君) 経済企画庁といたしましては、実は物価のみに限らず、経済の見通しにつきましても、全般的な項目について常に検討しておるわけでございます。この間大蔵省から出された数字につきましても、なおまた私どものほうでいろいろ数字を当たつておられますが、ただいまのところ、やはり全般の傾向といたしましては、一月、二月、三月に、私どもが予想しておりましたよりも多少回復のきざしが見えて上回つてきておるといふ印象を受けておるわけでございます。物価はそのうちの一つの項目でございますが、物価と申しますと、特に消費者物価はいろいろな経済現象のいわば集約的な現象と申します。最後の結果と申しましてもよろしかりうと思つたのでございまして。そういう意味では一番に予測の困難なものであると思つたのでございまして。で、昭和三十一年度の見通しにつきましても、一体二・八%という数字については自信があるのか、

それからそれについては今後の見通しはどうか、こういう御質問かと思うのでございますが、これにつきまして、私ども現在の段階といたしましては、ただいま申し上げましたように、物価以外のいろいろな要因、これが変化するというものであります。またこの物価見通しも変わってこなければならぬと思っております。ただいまの段階におきましては、物価対策をさらに推進すること、私どもとしては、さしあたりさつき申し上げましたように、一―三ヶ月におきましては多少上向きになっておりますけれども、またその足を引っぱるような要因も片方にごさいますので、したがって、全般の見通しが非常に困難な現状におきましては、あの一・八〇という見通しの線を一応目標といたしまして、極力物価全般を抑制せしめようというところだけ申し上げられたい、こう存する次第でございます。

○山本伊三郎君 これは年度じやなしに、三十七年と三十八年を対比して、前年同月比較で、消費者物価の上昇は昨年よりも下がったとは思わない。昨年は六七〇でしかなかったのです。今のままでいくと、非常に、まあ目標としてやれると思っております。私は、経済企画庁の、あなたはどれだけの責任のある人か知りませんが、現実には数字から見て、昨年よりはるかに傾向が低いということになれば二・八〇というとも言えますけれども、昨年と前年同月で比較してみても、私は昨年を下回るような傾向はない、私自身の何と言いますか、データで見

ておるのですが、それとも依然として二・八〇でいけるのだという、そういう考え方でおられるのですか。それを私一応聞いておきたい。

○説明員(岡崎三郎君) 確かにただいま先生の御質問のとおり、昨年の末から、三十七年の末から、また物価、特に消費者物価というものは上昇傾向に参つてきておりました、その上昇傾向は今まで続いております。私どもは、実はこの二・八〇をばじき出したのは、例の個人消費支出との関連ではじいたものでございます。いわゆる支出がどの程度伸びるか、また雇用がどの程度伸びるかという観点から、その相関ではじいておるわけでございます。それでただいま先生のお話の、確かに一月以降なおまた上がってきておるわけでございますけれども、ただそのおもしろ内容を見ますと、ことしは生鮮食料品、これが一月からずっと上がってきておるといってございませぬ。したがって、去る四月四日でございますが、農林省にお願ひしまして生鮮食料品の価格対策というものを打ち出してまいりました。それで経済閣僚懇談会で決定していただきまして、ただいま実行に移っているわけでございます。その後の状況を聞きますと、割合に出回りが増加してくるといふようなこともございまして、生鮮食料品につきましては、少なくとも四月、五月ともやはり落ちつくのじやなからうか、今後、またこの端境期七月を過ぎればさらに落ちつくのじやなからうかという見通しを立てているわけでございます。なお、また四月などにつきましては、特にいわゆる授業料、これ

が上がったということが一番目立っているわけでございますが、これはまた一度四月に上があればあとは横ばいということになるかと思っております。私どもはこのほかいろいろな調味料とか、食肉、サービスタクなどにつきましましては、なお値上がり気配にあるものにつきましましては、御承知と思ひます。各省の連絡対策協議会というものを設けまして、極力督促して押える、あるいはむしろかえって引き下げるといふ方向で推進しているわけでございます。

○山本伊三郎君 それは経済企画庁が、あなたが責任者じやないからやむを得ぬと思ひますが、こういう問題にこだわらずに、やはり経済企画庁は日本の経済全般の企画を扱っているところから、各省に先頭切つて実情というものをとらえ、把握しなければならぬと思ひます。豚肉につきましても、今砂糖の問題を言ひましたが、これは一時的かどうかは知りませんが、砂糖の問題につきましても、豚肉につきましても、相当私は下がるという傾向が見られないと思ひます。いろいろ対策は講じられませぬけれども、対策というものはあとから講ずるものであつて、自然の傾向といふものはそういう傾向をたどっていることは、数字が明らかを示していると思ひます。したがつて、そういうものの実態を十分に把握して、新聞ですつば抜かれるのじやなくして、経済企画庁自身がこういう先の見通しを、二・八〇を固執する必要はないと思ひます。国会でどういふ答弁しようとするものは国民生活の実態から見ると問題じやないのだから、やはり政府としては、こういうふう

に消費者物価は上がっている、しかしこれはいろいろ対策を講ずるのだということをまず先頭切つて出さなくちゃいけないと思ひます。対策々々で押える、押えると言つても、私はおそらく来年の予算審議のときに相まみえてもいいと思ひます。長官は今の長官とかわるか知りませんが、経済企画庁に對して、あれだけはつきり言つたけれども、やはり実態を見て改めるものは改めるといふことをやらなければ、私は日本の経済に對して相当大きい支障を来たすと思ひます。あなたにこれ言うたつて仕方がないのですが、この点は私は十分経済企画庁として考えてもらいたいと思ひます。これはいいことで言ふ必要はございませんけれども、た

と云へば経済成長率につきましても六・一〇の経済成長率と言つても、それは昨年の暮れ、十二月だと思ひますが、あるいは十一月かもしれませんが、大体そのときの傾向をもつて予算の一つの資料の見通しとして六・一〇を出された。私は何もここに大蔵省を出すわけじやないのですが、現在私はあらゆる経済指標から見ても、六・一〇では、来年、三十九年度の予算編成においても減税をすると言つても、相当私は問題がある経済成長率だと見ています。私と言ひます、社会党は見ているので、もつと経済成長率は上がらなくちゃいけないというのが初めからの主張であります。それが、やはり今のところはまだこれでいけるのだというところ、何か政治的にこだわつておられるような気もするのですが、大臣ではないので、そこまで言つてくれとは言ひませんが、この点もやはり検討する

必要がないかと思ひますが、この点どうですか。

○説明員(岡崎三郎君) ただいまの御質問というよりか、いろいろの御訓示、確かに承りましてありますが、たく拝聴いたしまして、私ども今後とも努力するつもりでおりますが、ただ、私どもが最近特にこの消費者物価というものを目をつけまして取り上げて努力している点は、今までの例がないように私どもは思つております。なお、また見通しの全般につきましまして、先ほど申し上げましたように、昨年十二月末に立てましたいわゆる経済見込みですが、これはただいま三ヶ月あるいは四ヶ月ぐらいたつた段階におきましては、かなりまあ古くなつていふことはお話しのとおりでございます。現在の段階をどのように判断して今後一カ年の経済の見通しを立てるかということになりまして、これは実はさつき申し上げましたように、この一月、二月、三月、あるいはまたこの四月、この段階におきましていろいろな経済の指標につきましても見ますと、いい指標もあれば、またそれほどでないものもあるということ、もう少ししたつてみないと数字的になかなか固めることができない。しかもその大勢は、回復のきざしがやや早目になつておるといふ感じはございまして、じや、はたしてこの傾向で伸びていくのかどうかということになりますと、ちよつとそこまで断定するまでのまだデータの持ち合わせがないということでございますので、もう少し時期を見ましてからその点は結論をいたしたい、こういうふうに庁内一同で考えて

おる次第であります。なお、今後とも検討したいと思ひます。

○山本伊三郎君 いろいろのお話で聞きたいことがあります。また機会があれば長官にも聞きたい。きょうは経済企画庁関係はその程度にしておきます。時間も、お約束の時間がだいぶ過ぎてきました。最後に給与の問題でひとつ人事院と大蔵省の給与課長と、それから公務員制度調査室長に關連してお聞きしたいと思ひますが、人事院では今民間の給与の調査をしてデータを集めつつ作業をされておるといふことを聞いておるので、それは一応お聞きしたい。政府のほうにお聞きしていただきたい。政府のほうに相対消費者物価も現実には上がつておるとは事実なんです。政府としては当然三十八年度の公務員の給与については考えなくちゃならぬと私は思ふのです。その第一の理由としては、これは別の意味で出されておるとは思ひますが、旧七帝大の学長については単独立法であらう措置を、認定官は別として、二万円の要するに給与引き上げをされておると、これは別の問題であります。その他いろいろの要素から見ると、私は相当問題があると思ふ。四月はまだ出ておらないようですが、三月現在の労働省の出しておる毎勤統計を見ても、一〇％民間の給与が対前年度同月比較で出ておるようです。これは瀧本さんよく御存じだと思います。三月は実は非常に低い。ピークは四月、五月が民間の給与のピークになるのですから、二月は八〇程度だそうでございますが、四月、五月になるとやはり一四、五％に民間の給与が持つていかれるんじゃないかと私は見ておるので、こゝに

傾向から見ると、政府も給与の引き上げについては腹をきめてもらわなくちゃいかぬと思ひますが、それを第一点にお聞きしたいと思ふ。私の言つたことについて間違いがあるかどうかをひとつ。これは人事院からでも、給与課長からでも、公務員室長、どちらからでもいいです。

○政府委員(平井陸郎君) 私からちょっと数字のことを。ただいま御指摘の毎月勤労統計における給与の上昇率でございますが、きまつて支給する給与の対前年同月比で見ますと、今年の三月におきまして、全産業は一〇・五・〇でございます。前年の同期は一〇・九・〇でございます。昨年に比べると、上昇率はやや対前年同月比では低下して思ひます。確かに昨年の三月と今年の三月と比べると、上昇しておることは事実であります。四月以降の傾向については、これはまた春闘の結果その他についてはまだ明らかでありませんので明確でございませぬが、過去の傾向から見れば、なお若干の上昇はあろうというところは言えるであらうと思ひます。

○山本伊三郎君 公務員室長、政府として、総理府として、消費者物価の比較をやっておりますね。こういうことから政府はどうか考えを持っておりませぬか。

○政府委員(増子正宏君) 私からこの際、政府の方針というふうにまだ申し上げるものもございませぬですが、たゞ、従来のこの問題の取り扱い、方からいいますと、民間の給与の上昇状況というものももちろん公務員の給与改訂の要因ではございませぬけれども、それをどのように把握するか、また、

その他いろいろな要素とどのようにかみ合わせていくかというふうなことにございまして、これは私から申し上げるまでもなく、人事院が専門にその調査をいたしておりますので、その結果を見ました上で、政府としての方針をきめるということになつておるわけでございます。

○山本伊三郎君 政府にも一つ聞いておきたいのですが、もちろん人事院はおそらく今の情勢では勧告せざるを得ないというところはわかるのですが、これはあとで人事院総裁にお聞きするのですが、政府は今度のいろいろな政治的な要請があつて、教育関係職員については別に手当をしなければならぬ、給与の問題においてせなければならぬというふうな考え方があつて、そういうおるので、政府としては、そういうことは今のところ考えない、あるいは人事院が勧告した場合に、そういう要素を別に政府として入れる考えがあるのかどうか、その点大蔵大臣にお答え願ひたいのですが、そういう考えはあるかどうか、政府の態度。

○国務大臣(田中角榮君) それは予算編成の過程において、過去二カ年ばかり総理大臣が、特に教育者、それから技術やいろいろな高い程度の勉強を要請をせられておるといふような特殊な状態にある方々に対しては給与水準が低くないか、こういう者に対しては、年率幾らずつスライドして上げるということよりも、新しい角度において、より優遇できるような施策を考えよう、こういうことを言われたことに對する御発言だと思ひます。そういう考え方は大切な考え方でありまして、人つくり、困つくりの中で一番大きな問題だ

と考へておりますので、先ほども御発言がございまして、認証官制度をとりまじたり、特に学長の給与の引き上げというふうなことを実施をいたしたのでございまして、これは物価とか民間給与の關係とか、そういうものにスライドして是正をするというふうな考え方も、より高い次元に立つて、教育機構の中で、より将来に大きな影響を持つ方々に対して、特別な配慮を何らかの形でしようということでもあります。

○山本伊三郎君 人事院にお伺ひしますが、将来これは問題にしていくつもりですが、人事院としては、今大蔵大臣からそういうお話があるのですが、一面的にはそれは肯定できることもないというところも。戦前との比較をすれば、いろいろ問題はあつたと思ふ。しかし、それは単にそういう教育関係者の問題だけでなく、一般公務員の給与の水準そのものを考へても、なおかつ問題は相当あると思ふ。そういう場合に、人事院としては相当各職種の均衡の問題があると思ひますが、人事院としては、そういう問題について、今度の勧告、皆さんが調査しているそういうものを離れて、人事院はどう見えておられますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 非常に根本的なお尋ねという了解のもとに申し上げたいと思ひますが、私も人事院の給与についての勧告の態度は、もう御承知のとおり、民間の給与との格差を考へ、あるいは標準生計費を考へるといふようなことで、きわめて静か、静かな角度から検討を續けているのです。たとえば、ただいまの人つくりの政策のために学長の給与をうんと

上げるというふうなことは、実はこれは私は政策の問題に入る。低賃金政策を人事院勧告で大いに推進しようとか、高賃金政策を推進しようとか、人つくり政策を推進しようとかいうようなことは、実はわれわれの考慮の立場としては一応限界の外だということであつて、ただいまちよつと山本先生御指摘のとおり、公務員全体を見ての均衡、それとさらに民間給与と見比べての問題というふうな角度から、じみちに検討をやつておる、そういうことが根本の考え方であると申し上げてよろしいと思ひます。

○山本伊三郎君 まあ、そういう若干抽象的な問題ですが、私の考えを簡単に申しますが、先ほど大蔵大臣がいろいろことを言われましたが、単に学校教育関係だけでなく、一般の公務員も、戦前から見るならば非常に問題のある面が相当あると思ふ。したがつて、私の言ひは、まず公務員のそういう不均衡を申しますが、低いと言ひますか、そういうものをまず早く是正をして引き上げておかなければ、政治的にやるのだからこれは別だという受け取り方は、決して公務員はしないと思ふ。そうすると、それが非常に大きい問題に發展するので、きょうは準備的に質問して核心には触れませぬ。触れないが、そういう点をひとつ十分考へてもらわなければ、問題はそれがたゞの点を私ばかりは言ひたいのです。大蔵大臣、ちよつとその点私の意思が通じているかどうか。

○国務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げましたように、また佐藤さんから御答弁ございましたが、人つくり、

と考へておりますので、先ほども御発言がございまして、認証官制度をとりまじたり、特に学長の給与の引き上げというふうなことを実施をいたしたのでございまして、これは物価とか民間給与の關係とか、そういうものにスライドして是正をするというふうな考え方も、より高い次元に立つて、教育機構の中で、より将来に大きな影響を持つ方々に対して、特別な配慮を何らかの形でしようということでもあります。



国づくりというより、な面から考えますものと、それから公務員給与を是正するといふ一般的な問題とは、別に政府も考へておられます。一般的な問題は、民間のあれとの均衡等によりまして、人事院から勧告せられるものに対して慎重に検討しながら、財政の許す範囲でこれを十分尊重するといふ建前は、過去、現在もまた将来も変わらぬといふわけでありませう。学長の認証官とかの問題につきましては、考へ方として、教えることに専念をしなければならぬといふことに対して給与が低い、また新刊のいろいろな資料を買ふことができないといふようなことで、実際学校において教えるよりも、本を買わなければいかに、著述をしなければいかぬといふような、いろいろな面があると思いますので、安んじて教育の任についてもらうにはどうすればいいかというより、な問題につきましては、より高い次元に立つて、先ほど申し上げましたように、政策の一つとして検討を進めておるわけでございます。これらの問題に對しても、結論を得次第、漸進的に進めて参りたいという考へでございます。公務員の給与全体がとにかく戦前と比べて低いといふお考へに對しては、私自身も、これは全く私見でございますが、大蔵大臣としての発言としてより私見でございますが、大蔵省の職員の給与を見ておられます。確かに三十年働いてだんだんと減俸になつておるのじゃないかとさへ思われような事象がございます。でありますから、この間などは、二十五年、二十六年も勤められた諸君が勇退をしたわけでありませうが、退職金などを計算してみても、まさにそう思ひます。思ひ

ますが、これはもう戦後の日本の国力が非常に低下をしたといふこと、何分にも人がふえて数が非常に多くなるというより、な面もございまして、できるだけよくしてやらなければならぬといふ基本的な考へは、これはもう私たちがあなただけと同じ気持ちでおりますが、国の財政の面もございまして、漸進的に向上をはかつておるのが現状でございます。

○山本伊三郎君 もう一つだけ、人事院總裁に要望を兼ねてひとつ御意見を聞いておきたい。いすれこの問題は専門的に今後やつていきますが、きょうは大蔵大臣お見えになつたといふので、聞いてもらつたらいいと思つて私はきょうは特に選んだのですが、公務員の給与、生活実態といふことを人事院自体は調査をされたかどうかまだはつきりしてませんが、いろいろ私も全国を回りました、相当、陳情といふよりも、窮状を訴える人が出てきております。一々ここで例をあげることはできませんが、相当私は苦しい中がまんをしていける向きがあると思ふ。そういう際ですから、人事院は形式的なことではなくして、十分実情を見てこの勧告をしてもらいたい。おそらく、何といひますか、民間の給与の上昇といふのは、さうだから、また消費者物価、生計費がさうだから、しかも、そのとるデータもこれはいつも鶴岡君から追及している問題であります。われわれとしては納得のできないような資料が相当あります。ほんとうの実情を人事院が十分考へて勧告するように、われわれとしては配慮を願ひたいと思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(佐藤藤夫君) ごもつとも

に存じます。先ほど私が静的——静か、動的でなくして静的という言葉を使ひましたけれども、実はその意味は、現在の給与体系なりあるいは秩序というものを固定的に考へて、これはこのままもう動かないといふかたい考へ方で申し上げたわけではございません。今お話しのように、公務員諸君の窮状も、できるだけ私に機会を作つて、私自身この訴えを承るようになつておるわけでありませう。さういふ点をも広く勘案しながら、できるだけりっぱな給与体系を作り上げたい、さうして大蔵省にこれを全面的に実施していただくようにひとつお願いしたい、こゝういふ心組みであります。

○委員(村山道雄君) この際、委員の異動について報告いたします。本日堀見俊二君が委員を辞任され、武藤常介君が委員に選任されました。

○鶴岡哲夫君 今の山本委員の質問に關連いたしました、大蔵大臣と人事院總裁に伺いたいんですが、今の大蔵大臣の発言を伺つてみますと、私見といふふうにお話がありました。これは別にいたしまして、その前の発言の中に、七大学の学長だけがなくて、人づくりといふ点から、大学関係の先生やさういふ人たちがアルバイトしないといふように、原稿書かないでいいように、七大学の学長と並んで、その他の国立大学の学長あるいは教授その他についても引き上げたい、こゝういふような御発言にそれたわけですが、これはけつこうなことだと思ひますが、さういふ発言にとれましたので、さうなのかどうなのか、それを一つ。

○政府委員(佐藤藤夫君) ごもつとも

ですが、ただいま總裁は、さういふ人づくりとかさういふものは、これは人事院の検討の外にあるといふお話ですね。ですが、これは官房長官がごし一月の二十二日に、これは官房長官が人事院總裁にこゝういふ文書を出すのはおかしいと思ふんですが、いすれにいたしまして、形は、官房長官が人事院總裁に對して、七大学の学長についてこゝういふふうにしたといふことで意見を聞いております。それに對しまして、人事院總裁が官房長官に對して回答をしております。その回答の中に、やはり七大学の学長を引き上げるといふことになれば、その他の国立大学学長その他の職員についても特に検討をしなければならぬといふことを言つてあるわけですね。さうしますと、これは国立大学の学長その他の職員については、先ほどから總裁の言つておられる、静かな——静かなと言ひますが、さういふものとは別ワグに考へておられるわけですか。それを總裁にお聞きしたい。

○國務大臣(田中角榮君) 先ほど申し上げましたように、一般公務員のベース是正の問題に對しては、人事院の勧告に基づいて財政的な措置を行なうのが過去も現在もそのとおりであります。この問題については、先ほど申し上げましたように、人事院勧告を尊重するといふ建前でおります。さういふ態度を明らかにいたしております。

○政府委員(佐藤藤夫君) 私に對するお尋ねについては、これはごく率直に申し上げましたほうがよろしいと思ひます。たとえば、大学の校長について今のプラス・アルファ的な飛躍的な給与を設定するといふようなことについては、われわれとしては勧告をなせしなかつたかといふおしかりを受けるべき立場ではない、裏からいいますとさういふ立場だと思ひます。先ほどの、静かといふのはさういふ意味で申し上げたのです。ただ、これが成立いたしますと、給与の全体系から見ますと、ちよつとこれ飛び離れた格好に、はしご段が途中抜けたやうな格好、これを全体系の上から見た場合にどうなるのか。そのつなぎが何か必要じゃなからうかといふのがわれわれの責任であり、われわれの考へすべき範囲に入

○政府委員(佐藤藤夫君) ごもつとも

院の勧告を待つて、一律に、民間の給与が上がつたからそれにスライドするのだといふような考へ方よりも、プラス・アルファと申し上げますか、より高い次元に立ちまして、政策的な意味でも、これらの方々に対して、今よりもよりよい待遇や環境を作るといふ方向は、人づくり、国づくりといふ基本的な立場に立つて總理がたびたび言われておることでございます。できれば、大学教育すべてに對してできるだけのことをしてあげられればいいのであります。御承知のとおり、予算の問題もございまして、逐次これを引き上げていくより考へ方として認証官制度、給与の引き上げ、また大学担当教官の特殊勤務手当を調整額に改めるといふようなことを、逐次漸進的に進めておるといふことを申し上げたわけでございます。

○政府委員(佐藤藤夫君) 私に對するお尋ねについては、これはごく率直に申し上げましたほうがよろしいと思ひます。たとえば、大学の校長について今のプラス・アルファ的な飛躍的な給与を設定するといふようなことについては、われわれとしては勧告をなせしなかつたかといふおしかりを受けるべき立場ではない、裏からいいますとさういふ立場だと思ひます。先ほどの、静かといふのはさういふ意味で申し上げたのです。ただ、これが成立いたしますと、給与の全体系から見ますと、ちよつとこれ飛び離れた格好に、はしご段が途中抜けたやうな格好、これを全体系の上から見た場合にどうなるのか。そのつなぎが何か必要じゃなからうかといふのがわれわれの責任であり、われわれの考へすべき範囲に入

○政府委員(佐藤藤夫君) ごもつとも

て参ります。そこで、今御指摘の官房長官に対する答えの中でも、他の大学長等との給与の關係で調整について慎重な考慮が必要であろうと申し上げているのは、そのことを述べたつもりでございます。

○鶴岡哲夫君 七大学の学長を認証官にする。しかし、それは特別職じゃなくして一般職、認証官にしたということに給与を上げるといふ理屈も一つあると思ひます。しかし、今大蔵大臣の話を聞いてみますと、少なくとも、教育職の(一)については学長初めとしましてその他の、あるいはその(一)以外かもしれませんよ、教育職の(二)にも該当するかもしれない、(三)も該当するかもしれない。そういうものは人事院の官民比較、そういう政治的と言ひますか、従来の人事院のやり方から解放するのだ、こういう意見です。大蔵大臣の考へ方は、プラス・アルファという言葉を使われたのですけれども、解放する。人事院のお考えもそのとおりじゃないですか。一般職です。それについて、これが十六万から十八万に上がるということになれば、特殊な配慮が要るといふことをお話しになった。特殊な配慮があるといふことは、これは穴があいたから特殊な配慮が要る。それは従来の人事院の言う官民比較、あるいは非常に政治的な従来の方式から、学長、七大学以外の学長その他教授、その他の職員は解放する、こういうことになりませんか。私はその点は了解つかないですね。そういうことをお話しやるなら、これは行政官についても同じような配慮を、お考えをお持ちにならないとおかしい。問題を限つて大蔵大臣そういうことをお話しになるな

ら、それは行政職俸給表の一等級なり二等級についても、特に考えなきやならないはずですが。当然政府は考えなきやならないはずですが。それと関連して、人事院は今度はそれを引き上げるならば、それ以外のものも特殊な配慮を払います、こういう理屈を言わなきやならぬはずですが、総裁は。そうじゃありませんか。

○国務大臣(田中角榮君) ちょっと違ふ観点に立つて御発言になつておられるようではありますが、この問題がここで相上りになりましたのは、山本委員が今までの問題に対して御発言がございましたから、それに対して政府の基本的なものの考え方を申し上げたわけでございます。これは人事院の建前も、私が申し上げるまでもなく、民間給与との格差があつては困るのであつて、当然、民間給与が上がつたならば、その当然の事情を十分検討して、政府に対して政府を拘束するといふような立場で、より公平な立場でもつて、公務員の給与はかかあるべきだといふ制度になつていくわけでございます。近代の合理的な制度としては合理的なものとわれわれも考へております。でありますから、われわれもできる限り努力をして、財源措置等をいたしまして、今まで人事院勧告を尊重するといふ基本的な態度でいるわけでございます。今度法律案を出しまして、大学の学長の認証官制度を作つたり、それに伴つて特別な給与の引き上げ等を行ないましたのは一体どういふことか。これは私は人事院の権限と何ら適合するものではない。こういう問題は、人事院から勧告を受けるといふような問題よりも、別に政治的な立場で、政策的な立場

で、これらの問題は人事院勧告のあるなしにかかわらず、政府は政策として考へていくべき問題だといふふうに政府は考へているわけでございます。しかも、その具体化につきましては、法律をもつて国会の意思決定を願つていられるのでございますから、こういうことは人事院が勧告をしたものを政府がぶつた切つてしまつて、でこぼこを今よりも悪くする場合には問題がございますが、少なくとも、今までもより合理的に、理想的なものに近づけていくといふことに対しては、現在の人事院の制度、公務員の給与制度と相反するものではないと思ひます。それは特別公務員制度があつたり、また、裁判官に特別な給与制度がございましたり、国会の職員その他が一般公務員とは違つた制度でもつて給与表がきめられておりましたり、そういうことは一向差しつかない問題だらうと思ひます。ただ、予算が許せば、世界各国の先進国の例にも徴して、できるだけレベルを上げていくといふようなことは政府は努力をすべきだと思つていられるのでございまして、総理が言つていられることは私は正しいことである、こう思つて、文部大臣の要請もいれていられるわけでありまして、これはもう一つ例を申し上げますと、大学の先生もそうでありまして、特別会計の病院等もございしますが、先生の給与など、確かに安いです。民間の先生、いわゆる民間病院の人と、政府関係機関の病院の先生はおそろしく差がある。こういう問題でほんとうにわれわれの医学の発達といふようなことを願ふるのであつかう問題もございまして、他との振り合い

等もございしますが、真剣に前向きに検討すべきである、こういう考へを持つていられるわけでございます。

○鶴岡哲夫君 今あまり時間をとりたくないわけですが、あつた時間をもせいでございまして、しかし、あまり大蔵大臣、政治的に発言なさると困るのでございまして、給与の問題はきわめて精巧にできているわけですが、人事院は精巧にできている中で、突然政治的なお答えをされると、精巧に攻撃したくなるわけですが、精密に。ですから、これは大臣の発言については私も賛成です。しかし、それは大いに賛成ですが、ただ学校の先生だけは解放するとか、そういう言い方はおかしい。(別の機会、別々と呼ぶ者あり)

別々と言ひますから、この問題はやめませうけれどもね、総裁はちょっとあれです。少し合致しちやいかぬです。人事院の勧告の問題については、これは勧告権の中にあるのですよ、七大学の学長も。何だかはつきりしない。いかげんに考へているのですよ。だめです。

きょうは、これでやめます。

○委員長(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採択に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

二、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

〔本字及び一は衆議院修正の部分〕

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更○その他法律の定める制度の改正及び廃止を行なうこと。

○委員(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採択に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

二、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

〔本字及び一は衆議院修正の部分〕

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更○その他法律の定める制度の改正及び廃止を行なうこと。

○委員(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採択に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

二、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

〔本字及び一は衆議院修正の部分〕

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更○その他法律の定める制度の改正及び廃止を行なうこと。

○委員(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採択に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

二、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

〔本字及び一は衆議院修正の部分〕

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更○その他法律の定める制度の改正及び廃止を行なうこと。

○委員(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採択に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

二、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

〔本字及び一は衆議院修正の部分〕

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更○その他法律の定める制度の改正及び廃止を行なうこと。

○委員(村山道雄君) 他に御質疑はありますか。——他に御発言がなければ、本案の質疑は終局したものと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。——別に御発言がなければ、討論は終局したものと認め、これより採択に入ります。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(村山道雄君) 総員挙手と認めます。よつて本案は、全会一致をもち、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出する報告書の作成等につきましては、先例により、委員長に御一任を願ひます。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時三十分散会

五月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十五日)

二、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月十一日)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

〔本字及び一は衆議院修正の部分〕

第二条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもつて設立すべきものとされる法人の新設及び目的の変更○その他法律の定める制度の改正及び廃止を行なうこと。